「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、安倍内閣のこれまでの取組を強化。

財政健全化目標等

▶ 財政健全化目標を堅持。「国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後、債務残高対GD P比の安定的な引下げを目指す。」

歳出改革の基本的考え方

- 国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。
- ▶ 地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。
- ▶ 計画の中間時点(2018年度)において、下記の目安に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討。

歳出改革の目安

- <目安1>PB赤字対GDP比:2018年度▲1%程度
- <目安2>国の一般歳出の水準:

安倍内閣のこれまでの3年間では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を 踏まえ、その基調を2018年度まで継続。

<目安3>社会保障関係費の水準:

安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の効果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。

<目安4>地方の歳出水準:

国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

平成28年度予算のポイント

経済再生と財政健全化の両立する予算

- 一億総活躍社会の実現に向けて、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」に直結する、子育て支援 や介護サービス等の充実を図るほか、教育費の負担軽減等を進める。また、地方創生の本格展開を 図る。
- ▶ 持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の 「目安」に沿って抑制(+4,400億円*)。診療報酬の適正化、改革工程表の策定などの改革を推 進。
 - *「経済・財政再生計画」における「目安」との関係では、平成27年度予算における一時的な歳出の影響額等を除き、実質+5,000億円。
- ▶ 事前防災・減災対策の充実や老朽化対策など国土強靭化を推進。また、「攻めの農林水産業」に向けた施策を推進。
- ▶ 伊勢志摩サミットの議長国として、充実した外交予算により「地球儀を俯瞰する外交」を推進。 また、防衛予算を充実し、防衛力を着実に整備。
- ▶ 教育の質向上に向けた取組みや科学技術の基盤強化を推進。
- ▶ 復興ステージに応じた課題に対応し、復興を加速化。

財政健全化

- ▶ 一般歳出の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って抑制(+4,700億円*)。
 - * 「経済・財政再生計画」における「目安」との関係では、平成27年度予算における一時的な歳出の影響額等を除き、実質+5,300億円。
- ▶ 国債発行額(34.4兆円)は前年度から▲2.4兆円の減額。公債依存度は35.6%とリーマン・ショック以前(平成20年度当初予算以来)の水準まで回復。
 - * 国税税収(57.6兆円。消費税率8%引上げ分6.3兆円を除くと51.3兆円)は平成19年度決算(51.0兆円)を上回る水準まで回復。
 - * 地方税収等(41.8兆円。平成19年度決算40.2兆円)の増を反映し、平成21年度以降措置してきた地方交付税の別枠加算を廃止。

「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要「

※ 平成28年1月21日 経済財政諮問会議提出(内閣府)

経済・財政面における主要な想定

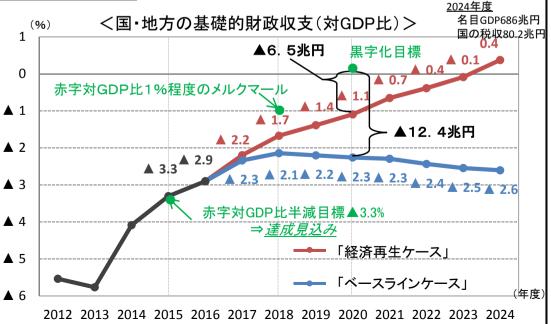
〇 経済シナリオ

- ・「①経済再生ケース」:中長期的に名目3%以上、実質2%以上の成長率(2017-24年度平均:名目3.6%、実質2.1%)
- ・「②ベースラインケース」: 中長期的に名目1%台半ば、実質1%弱の成長率(2017-24年度平均:名目1.4%、実質0.8%)
- 〇 試算前提
- ・2017(平成29)年度以降:社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加することを想定。
- ・軽減税率制度を導入した上での消費税率10%への引上げを想定。軽減税率制度の導入に伴う減収(1.0兆円程度)に対応し確保する安定的な恒久財源については、総合合算制度の見送りにより確保する0.4兆円程度を織り込んでいる。織り込まれていない残りの0.6兆円程度については、平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、確保することとしている。

試算結果のポイント

- 2015(平成27)年度の国・地方PB対GDP比は、▲3.3%の赤字であり、半減目標(▲3.3%)は達成見込み。
- 2018(平成30)年度の国・地方PBは、①では<u>▲ 9.2兆円(対GDP比▲1.7%</u>)の赤字
 - ②では<u>▲11.5兆円</u>(<u>対GDP比▲2.1%</u>)の赤字
- 2020(平成32)年度の国·地方PBは、①では<u>▲ 6.5兆円</u>(対GDP比▲1.1%)の赤字
 - ②では▲12.4兆円(対GDP比▲2.3%)の赤字





海外調査体制及び調査日程

1. 欧州①



▶ 出張者:佐藤主光委員、竹中ナミ委員

▶ 日 程: 平成28年2月28日~3月5日

▶ 訪問先:イギリス、アイルランド、EU(ベルギー)

2. 欧州②



▶ 出張者:中空麻奈委員、宮武剛委員

▶ 日 程: 平成28年3月6日~3月12日

▶ 訪問先:ドイツ、イタリア、ギリシャ

3. 欧州③







▶ 出張者:赤井伸郎委員、遠藤典子委員

▶ 日 程: 平成28年3月13日~3月19日

⇒ 訪問先:フランス、スペイン、ポルトガル、OECD

4. 北 米





▶ 出張者:末澤豪謙委員、田中弥生委員

▶ 日 程: 平成28年3月6日~3月12日

➤ 訪問先:アメリカ、カナダ、IMF

<ヨーロッパ>



<北アメリカ大陸>



各国のリーマンショック後の財政健全化の進捗状況(フロー) 資料 [-2-2]

- 〇 リーマンショック後、各国はG20の合意やEUの財政規律を受けて、財政健全化に取り組んだ。2015年の財政 収支対GDP比(一般政府)で見ると、各国とも日本よりも健全な水準を達成。
- 2009年から2015年の財政収支の改善幅を見ると、多くの国で、日本よりも、早い段階で、速いペースで、改善。

<財政収支対GDP比の推移>

	2015年の 財政収支	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	▲ 5.9	▲ 10.4	▲ 9.3	▲ 9.8	▲ 8.8	▲ 8.5	▲ 7.3	▲ 5.9
口本	▲ 5.9		(+1.1)	(▲0.5)	(+1.1)	(+0.2)	(+1.2)	(+1.4)
スペイン	4.4	▲ 11.0	▲ 9.4	▲ 9.4	▲ 10.3	▲ 6.8	▲ 5.8	▲ 4.4
7 17	4. 4		(+1.6)	(▲0.0)	(▲0.9)	(+3.5)	(+1.0)	(+1.4)
イギリス	▲ 4.2	▲ 10.8	▲ 9.7	▲ 7.6	▲ 7.8	▲ 5.7	▲ 5.7	▲ 4.2
1-1 7/	4.2		(+1.1)	(+2.0)	(▲0.1)	(+2.0)	(+0.1)	(+1.4)
ギリシャ	4.2	▲ 15.3	▲ 11.1	▲ 10.2	▲ 6.4	▲ 2.9	▲ 3.9	▲ 4.2
7721	4 .2		(+4.2)	(+0.9)	(+3.8)	(+3.5)	(▲1.0)	(▲0.3)
アメリカ	▲ 3.8	▲ 13.2	▲ 10.9	▲ 9.6	▲ 7.9	▲ 4.7	▲ 4.1	▲ 3.8
7 7 773	▲ 3.0		(+2.2)	(+1.3)	(+1.7)	(+3.2)	(+0.6)	(+0.3)
フランス	▲ 3.8	▲ 7.2	▲ 6.8	▲ 5.1	▲ 4.8	▲ 4.1	▲ 4.0	▲ 3.8
	A 5.6		(+0.4)	(+1.7)	(+0.3)	(+0.7)	(+0.1)	(+0.2)
ポルトガル	▲ 3.1	▲ 9.8	▲ 11.2	▲ 7.4	▲ 5.6	▲ 4.8	▲ 4.5	▲ 3.1
71.701 7370	A 0.1		(▲1.4)	(+3.8)	(+1.7)	(+0.8)	(+0.4)	(+1.3)
イタリア	▲ 2.7	▲ 5.3	▲ 4.2	▲ 3.5	▲ 3.0	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 2.7
1777	A 2.7		(+1.0)	(+0.8)	(+0.5)	(+0.0)	(▲0.1)	(+0.3)
アイルランド	A 2.0	▲ 13.8	▲ 32.2	▲ 12.4	▲ 8.0	▲ 5.6	4.0	▲ 2.0
, 1,0,001	A 2.0		(▲18.4)	(+19.8)	(+4.5)	(+2.4)	(+1.5)	(+2.1)
カナダ	▲ 1.7	▲ 4.5	▲ 4.9	▲ 3.7	▲ 3.1	▲ 2.7	▲ 1.6	▲ 1.7
13)).	— 1.7		(▲0.4)	(+1.2)	(+0.7)	(+0.4)	(+1.1)	(▲0.0)
ドイツ	0.5	▲ 3.0	▲ 4.1	▲ 0.9	0.1	0.1	0.3	0.5
	0.5		(▲1.0)	(+3.2)	(+1.0)	(+0.0)	(+0.2)	(+0.2)

	改善幅	最もペースが速い
	(2009~2015)	年の改善幅
日本	4.5	1.4
スペイン	6.5	3.5
イギリス	6.6	2.0
ギリシャ	11.1	4.2
アメリカ	9.3	3.2
フランス	3.4	1.7
ポルトガル	6.7	3.8
イタリア	2.6	1.0
アイルランド	11.8	19.8
カナダ	2.9	1.2
ドイツ	3.5	3.2

(注)括弧内は対前年比改善幅。最もペースが速い年の改善幅を太枠で囲っている。

(出典)IMF WEO (Oct. 2015)

- 2009年から2015年の増減幅を見ると、EUやIMFの公的支援を受けたギリシャ、ポルトガル、アイルランド、スペ インの増加幅が大きく、次いで日本となっている。
- ドイツとアイルランドでは、債務残高対GDP比(一般政府)が安定的に減少している。

<債務残高対GDP比の推移>

	2015年の 債務残高	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	245.9	210.2	215.8	229.7	236.6	242.6	246.2	245.9
	2 10.0		(+5.6)	(+13.9)	(+6.9)	(+5.9)	(+3.6)	(▲0.3)
ギリシャ	197.0	126.2	145.7	171.0	156.5	175.0	177.1	197.0
, ,, ,	107.0		(+19.4)	(+25.3)	(▲14.5)	(+18.5)	(+2.1)	(+19.9)
イタリア	133.1	112.5	115.3	116.4	123.1	128.5	132.1	133.1
1777	100.1		(+2.8)	(+1.1)	(+6.7)	(+5.4)	(+3.6)	(+1.0)
ポルトガル	127.8	83.6	96.2	111.1	125.8	129.7	130.2	127.8
11.701.7570	127.0		(+12.6)	(+14.9)	(+14.7)	(+3.9)	(+0.5)	(▲2.4)
アメリカ	104.9	86.0	94.7	99.0	102.5	104.8	104.8	104.9
, , , , , ,	104.9		(+8.7)	(+4.3)	(+3.5)	(+2.3)	(+0.0)	(+0.1)
アイルランド	100.6	61.8	86.8	109.3	120.2	120.0	107.6	100.6
, 1,0,001	100.0		(+25.0)	(+22.5)	(+10.9)	(▲0.2)	(▲12.4)	(▲6.9)
スペイン	98.6	52.7	60.1	69.2	84.4	92.1	97.7	98.6
7 12	30.0		(+7.4)	(+9.1)	(+15.3)	(+7.6)	(+5.6)	(+0.9)
フランス	97.1	78.8	81.5	85.0	89.4	92.3	95.6	97.1
	37.1		(+2.7)	(+3.5)	(+4.5)	(+2.9)	(+3.3)	(+1.5)
カナダ	90.4	83.0	84.6	85.3	87.9	87.7	87.9	90.4
737 7	30.4		(+1.6)	(+0.8)	(+2.6)	(▲0.3)	(+0.3)	(+2.5)
イギリス	88.9	65.8	76.4	81.8	85.8	87.3	89.4	88.9
1 1 7/1	00.9		(+10.6)	(+5.4)	(+4.0)	(+1.5)	(+2.1)	(▲0.5)
ドイツ	70.7	72.7	80.6	77.9	79.3	77.0	74.6	70.7
	70.7		(+7.8)	(▲ 2.6)	(+1.4)	(▲ 2.3)	(▲2.4)	(▲3.9)

	増減幅 (2009~2015)	前年比 最大の改善幅
日本	35.6	▲0.3
ギリシャ	70.7	▲ 14.5 ※
イタリア	20.6	1.0
ポルトガル	44.2	▲2.4
アメリカ	18.8	0.0
アイルランド	38.9	▲12.4
スペイン	45.9	0.9
フランス	18.3	1.5
カナダ	7.4	▲0.3
イギリス	23.1	▲0.5
ドイツ	▲ 2.0	▲3.9

(注)括弧内は対前年比増減幅。前年比で最大の改善幅(伸びが一番抑制されている箇所)を太枠で囲っている。

(出典)IMF WEO (Oct. 2015)

[※]ギリシャ政府と民間投資家等が国債を額面の約半分 の価格で交換したことが影響。

今後に向けた各国の財政健全化目標

〇 各国では、引き続き、具体的な財政健全化目標を設定。特にEUでは、財政協定に基づき、財政収支や構造的財政収支をベースとして高い目標を設定。

国名	2015年の 財政収支	各国の財政健全化目標(フロー)
日本	▲ 5.9	・ 2020年度までにPB黒字化(国・地方)
スペイン	▲ 4.4	・2016年までに財政収支対GDP比(一般政府)▲2.8% ・2019年までに構造的財政収支(一般政府)均衡化
イギリス	▲ 4.2	・2019年度末までに財政収支黒字(公的部門)を達成
ギリシャ	▲ 4.2	・PB対GDP比(一般政府)を、2015年▲0.25%、2016年0.5%、2017年1.75%、2018年3.5%と改善
アメリカ	▲ 3.8	・2025年度までに財政赤字対GDP比(連邦政府)を3%以内
フランス	▲ 3.8	•2017年までに財政収支対GDP比(一般政府)▲2.7%•2019年までに構造的財政収支対GDP比(一般政府)▲0.4%
ポルトガル	▲ 3.1	2015年に財政収支対GDP比(一般政府)▲2.7%2016年までに構造的財政収支対GDP比(一般政府)▲0.5%
イタリア	▲ 2.7	・2018年に構造的財政収支(一般政府)均衡化
アイルランド	▲ 2.0	・2019年までに構造的財政収支対GDP比(一般政府)を黒字化
カナダ	▲ 1.7	・均衡予算(連邦政府)の達成(期限は明示せず)
ドイツ	0.5	・財政収支(連邦・州)を原則均衡化 ・構造的財政収支対GDP比について、連邦政府は2016年より▲0.35%以内、州政府は2020年より均衡化

(出典)2015年の財政収支はIMF WEO(Oct. 2015)、財政健全化目標は各国政府資料等。

- 財政健全化のための歳出・歳入改革に係る計画等を明確に示し、個別の措置を着実に実行していくことが、 市場の信認の維持・確保の観点から重要。
- 計画等を安易に変更することや、財政健全化を先送りすることは、財政健全化の失敗や潜在成長率の低下 につながりかねない。
- 【IMF】財政健全化に当たっては、事前に公表された内容通りに実施することが、信頼性・予測可能性の観点からも 重要。財政健全化の先送りや長期化は、財政健全化の失敗や潜在成長率の低下につながるため、できるだ け早期に進めていくことが重要。
- 【イギリス】2010年に過去に例のない厳しい財政健全化計画を策定。ユーロ圏債務危機等を受けて、財政健全化 計画の変更を求める声が高まるも、計画をしっかりと堅持。財政赤字は2015年度には2010年度比で半減。 2015年の総選挙での勝利後も、新たな計画を策定し、財政収支の黒字化等にコミット。
- 【アイルランド】2008年以降一貫して財政健全化を推進し、計画を上回るペースで財政赤字を減少させ、市場の信 認を早期に回復したことにより、国債金利が着実に低下。
- 【フランス】社会保障については、<u>目標を設けた歳出抑制を推進</u>。特に、<u>医療保険支出目標(ONDAM: Objectif</u> National des Dépenses d'Assurance Maladie)については、支出抑制に向けた取組を背景に6年連続で目標を 達成。2016年度における目標は、自然増が3.6%であるところ1.75%に設定。
- 【EU】歳出に問題がないかを検証していくことが重要との観点から、2011年に共通ルールとして歳出のベンチマー クを導入。

- 財政健全化に当たっては、経済成長が期待通りにいかないことがあることも踏まえ、客観的で堅実な経済前 提を置くことが重要。
- 経済が予想以上に好調に推移し、想定を上回る税収が得られる場合には、財政面での「貯金」を作り、余力 を確保することで、将来起こり得る経済の危機等を乗り越えることが可能となり、また、中長期的に財政健全化 を進めることが可能となる。
- 【OECD】財政健全化については、経済成長が期待通りにいかないこともあることを踏まえた堅実な目標を置くこと が重要。
- 【IMF】想定していたよりも税収が上振れた場合は、その分歳出を増額するのではなく、「貯金」すなわち債務削減 に充て、将来、経済危機などの場面で財政出動する余地をつくることが必要。
- 【EU】財政危機に陥れば財政健全化は不可避となるが、危機への対応力を強める観点から、経済が好調なときに 財政面で必要なバッファー(財政黒字)を作っておいて、将来の不況時にカウンターシクリカルな政策(景気刺 激策)を打てる余地を確保しておくことが最高の財政戦略となる。
- 【ドイツ】想定を上回る税収が得られたときに、財政規律を重視し、財政収支の黒字化を前倒しで達成。また、今後 の少子高齢化に鑑みて、長期的な財政の持続可能性確保に取り組む方針は広いコンセンサス。
- 【ギリシャ】財政危機以前から、海外からの借入をもとに多額の支出が続けられており、景気の良い時期に必要な 歳出・歳入改革が行われてこなかった。財政危機後、公的債権者からの支援を得るために急激な緊縮財政を 実施せざるを得ず、経済・社会・政治状況に大きな混乱。

- 財政健全化のためには、経済成長の寄与も重要。各国は、労働市場改革や規制緩和、成長分野への投資などの構造改革に取り組んでおり、これと整合的な歳出・歳入改革を進めることも重要。
- 財政健全化により国民や投資家の信認を強化をしていくことを通じて、長期的な経済成長を促進することが、 財政再建と経済成長の好循環につながる。
- 【EU】財政健全化は短期的には経済に負の影響があるものの、長期的には、そうした負の影響が弱まっていき、 国債金利の安定やユーロへの信認向上を通じて、経済成長を促進する。また、経済の成長力を強化するため 、共通の成長戦略を策定。2016年の報告書では、「投資の促進」、「構造改革」、「財政責任」を3つの優先事 項とし、経済成長と財政健全化の両立に取り組んでいる。
- 【ドイツ】「成長志向の財政健全化」を掲げ、投資によって<u>長期的な成長を高める取組を重視</u>するとともに、安定志向の財政政策を継続することで、<u>国内の消費者からの信用</u>が一層高まり、これが内需の拡大に寄与すると考えている。
- 【スペイン】リーマンショック以後、継続的に<u>労働市場改革</u>を実施しており、単位労働コストは低水準で推移している。2013年以降、輸出は増加し、2015年の実質成長率は3.1%と見込まれている。
- 【イタリア】低成長を克服するため<u>各種の減税策を含む成長戦略を表明している一方で、EUの財政規律を守る</u>としており、財源確保のための<u>歳出改革</u>に加えて、労働市場改革等の構造改革も進めている。
- 【イギリス、アイルランド】厳しい財政健全化を実施する中でも経済が回復した背景として、<u>労働市場をはじめ柔軟な経済構造が挙げられる。また、現役世代向けの社会福祉の削減など就労の促進を図る歳出改革が成長に</u>も寄与した。

- 各国の成功例に照らすと、財政健全化への国民的なコンセンサスが、その成功の根底にある。
- 【アメリカ】民主党は増税を含む赤字削減を、共和党は歳出削減を主張し、政治的混乱も見られたが、両党とも財 政赤字の削減をする必要があるという点では一致。政治的対立の中でCAPやPAYGOなどの歳出削減メカニ ズムが成立し、財政健全化につながった。
- 【イギリス】2010年の総選挙では、<u>与野党とも財政健全化の必要性では一致</u>しつつ、そのペースが最大の争点で あった。新政権は総選挙後の約100日間のハネムーン期間を最大限活用し、厳しい財政健全化の必要性を訴 え、国民の支持・理解を得た。その際には、国債金利の上昇や客観的な経済・財政見通しの存在が、財政へ の危機感共有と健全化計画への信認確保につながった。
- 【ドイツ】2009年に憲法を改正し、EUの財政協定に先立って財政収支均衡等のルールを策定。社会民主党には一 時的な歳出増を行う代わりに賛成するよう説得。長期的な財政の健全性を確保するとの共通認識の下、憲法 改正へのコンセンサスが得られた。
- 【カナダ】1990年代の国債格付け引下げ、海外報道等により、「歳入を超える歳出は問題」、「国債市場で の信認を重視すべき」という意識が高まり、歳出削減に関する政治的合意・国民的支持につながった。
- 【ポルトガル】ギリシャと異なりEUのプログラムを進んで受け入れた。<u>2011年の選挙で政権が交代したが、その直</u> 前に策定されたプログラムについては、2大政党ともに遵守することを表明。2015年の選挙による政権交代後 も、EUの財政規律の履行は引き続き堅持の姿勢。

女性公聴会開催の経緯及び概要

開催の経緯

- 女性公聴会開催については、昨年9月、財政制度分科会において、委員からの「女性の目線で 財政について考える公聴会の機会を設けてはどうか」との提案を受け、開催することとなったもの。
- その後、昨年より分科会終了後に女性委員が7回集まり、開催のテーマや募集対象等、詳細について検討を行い、この度女性公聴会を開催するに至った。
- 女性公聴会の開催は、平成18年の開催以来10年ぶり、公聴会自体の開催は7年ぶり。

概要

開催日時: 4月22日(金)18:00-19:30 (於 イイノホール)

出席委員: 遠藤典子委員、十河ひろ美委員、武田洋子委員、竹中ナミ委員、田中弥生委員、

中空麻奈委員

麻生太郎財務大臣、大岡敏孝大臣政務官

テーマ: 「国の財政と未来を考える女性の集い~次の世代への橋渡し~」

※財政の現状、社会保障の課題等について議論

議事の内容: ①大臣開会挨拶、②財政審委員による講演、

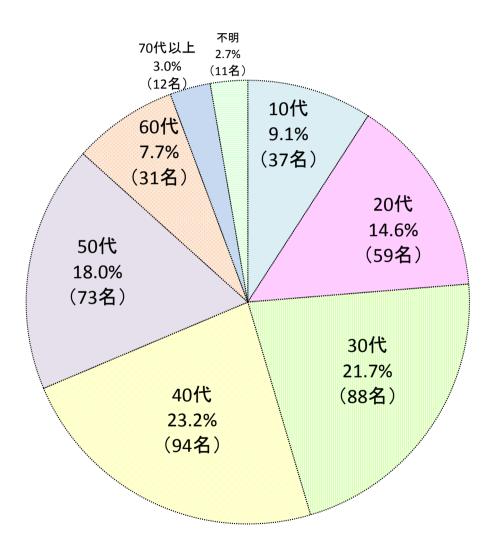
③意見発表及び意見交換、④参加者との意見交換、⑤まとめ・閉会

当日参加人数: 405名(参考:平成18年開催時の参加者は273名)

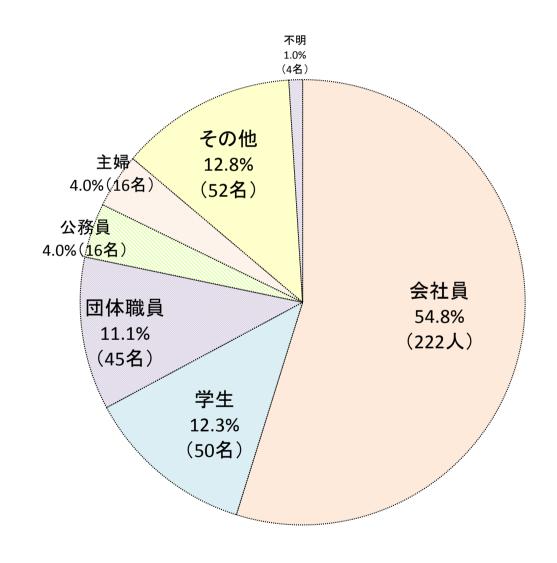
※18歳以上の女性を対象に一般公募。

当日の参加者の状況

<年代別>



<職業別>



当日参加者405名

【「その他」の内訳 】 「自営業」、「医師」、「パート・アルバイト」等

当日の主な意見・公聴会の様子

当日の主な意見

- 日本国憲法では、すべての国民は勤労の権利と義務を負うとし、納税の義務も課している。私は、保育制度の充実は、憲法で謳う勤労の権利と義務を保障する社会インフラと考える。そして税金で整えるインフラを右の車輪に、納税の義務を左の車輪の両輪で国を支えることができる。
- 異なった価値観や視点を持った女性が社会で働き、もっと能力を発揮するようになれば、必ず変わることができる。
- 未来への投資として、日本は何に対して前向きな将来投資をしているのか明らかにしてほしい。現在の問題への対応を優先して40年、50年先への投資が後回しになっている。税金を投入して実現できる理想の日本が明確になれば、もっと税金を負担したい。
- 子ども・子育て支援制度について、国や地方公共団体の支援を受けにくい人々に生活のしわ寄せが集まるのは避けなければいけない。この問題は生活格差と共に子供の教育格差をより広げることに繋がる。次の日本を担う子どもたちを育て、かつ自身の職業としての社会貢献がしたい。
- 子ども・子育て支援制度を支える財政についてもっと学び、皆で意見交換ができるようになると良い。これからの日本を考えるために、積極的に学生に考えてもらう必要があると思う。
- 保育士の給料を上げるために財源が必要という説明があったが、消費税が財源なのでいつできるかわからない。そうなると、企業のパワーが大事だと思う。
- 子育て支援がまだ機能していない。私たちの代から、18歳選挙権が認められると思うが、自分たちの意見をどこで発信するのか、政治家にどうすれば意見が届くのか、私たちにも意見を交わす場を与えてほしい。

当日の様子

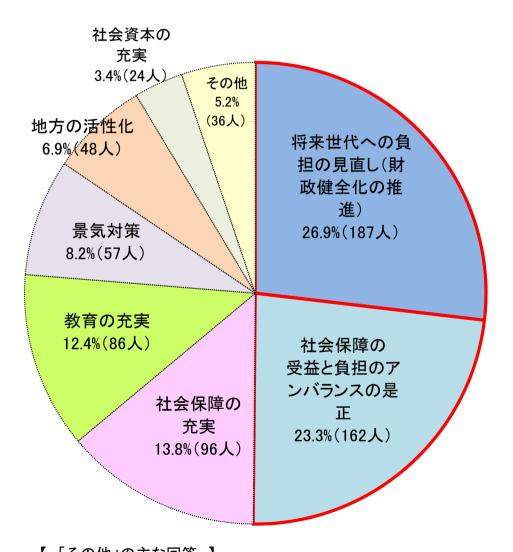






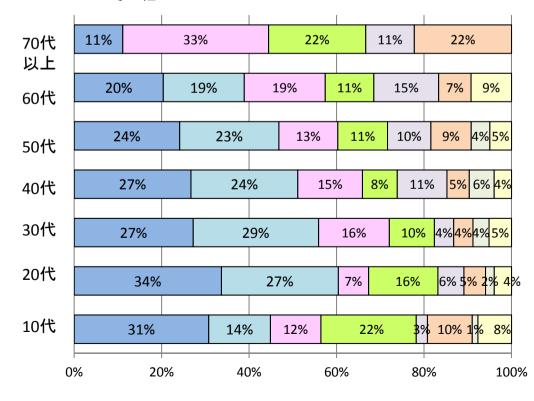
資料 I -3-4

今回の公聴会を踏まえて、今の日本の財政で、重要な政策課題は何であると思いますか。(複数回答可)



- 【「その他」の主な回答 】 〇世代間格差、所得格差の是正。
- ○国民と政府との意見交換。財政に関する認識の共有。

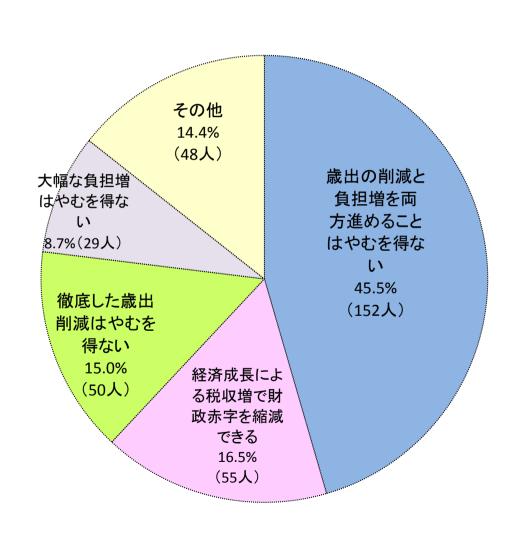
- ■将来世代への負担の見直し(財政健全化の推進)
- □社会保障の受益と負担のアンバランスの是正
- □社会保障の充実
- □教育の充実
- □景気対策
- □地方の活性化
- □社会資本の充実
- □その他



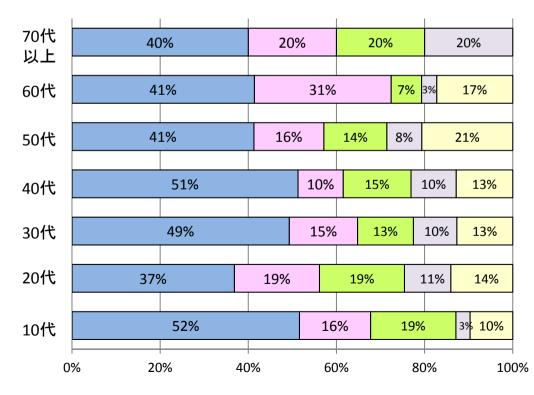
回答数:346名(参加者405名、回収率85.4%)

アンケート集計結果②

将来世代への負担の先送りである財政赤字(借金)を減らすためにはどうすべきだと思いますか。



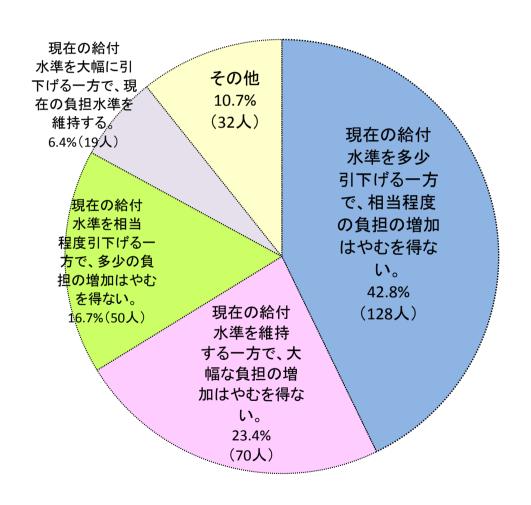
- ■歳出の削減と負担増を両方進めることはやむを得ない
- □経済成長による税収増で財政赤字を縮減できる
- ■徹底した歳出削減はやむを得ない
- □大幅な負担増はやむを得ない
- □その他



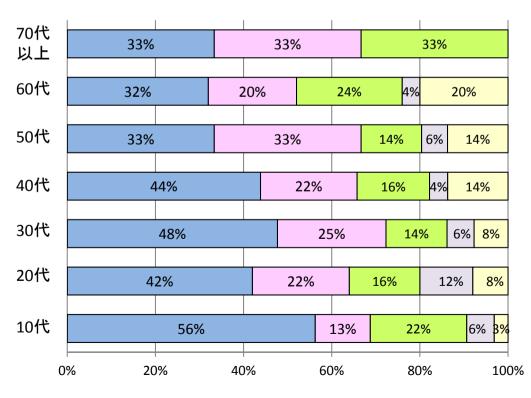
【「その他」の主な回答】

- 〇議員定数の削減。
- ○増税。法人負担の増加。また、適切な税の徴収。

社会保障(年金、医療等)の受益と負担のアンバランスについて、今後どうあるべきとお考えですか。



- ■現在の給付水準を多少引下げる一方で、相当程度の負担の増加はやむを得ない。
- 口現在の給付水準を維持する一方で、大幅な負担の増加はやむを得ない。
- □現在の給付水準を相当程度引下げる一方で、多少の負担の増加はやむを得ない。
- 口現在の給付水準を大幅に引下げる一方で、現在の負担水準を維持する。
- □その他

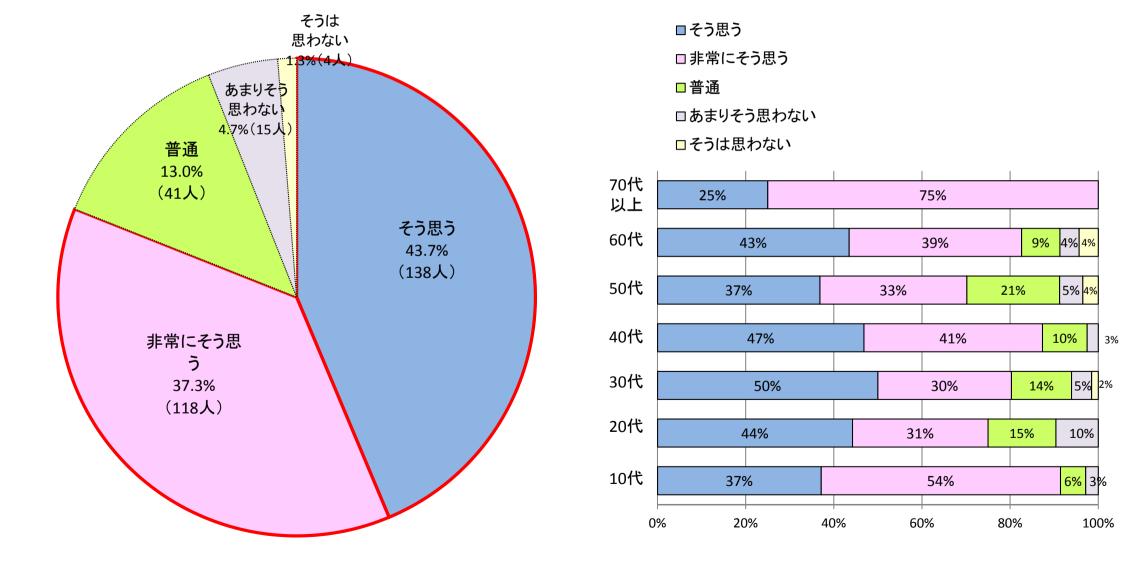


【「その他」の主な回答】

- 〇現在の給付水準を維持しつつ、負担を増加させない政策を考えるべき。
- ○年金や医療等の各分野ごとに、受益と負担のバランスを判断する必要がある。

アンケート集計結果④

本公聴会は、7年ぶりの開催でしたが、財政・社会保障を理解するうえで、有益であったと思われますか。



アンケート集計結果⑤(主な意見)

- 定期的にこのような機会を開催されることを望みます。【同旨意見多数】
- 本当に財政について考え、意見交換をする場であればもう少し議論の時間を取った方が有意 義だったかと思います。【同旨意見多数】
- 〇 子どもを持つことに不安が無い体制を作ってほしい。
- 〇 まずは、国民への財政に対する理解、教育を充実させることが必要。
- 2名の高校生のしっかりした考え方を聞き、日本の女性にも明るい未来があると思いました。若い世代の負担にならないように考えていきたい。
- 財政について、これまで深く考えたことはありませんでしたが、これからの日本の未来を考え、 日本国民としては一人ひとりが真剣に考えなければならない問題だと強く感じました。
- 参加者の方の率直な意見とともに、政治と国民が一体となって、対話をして考えていくことの大切さを感じました。
- 助成金等、必要ない歳出が多すぎる。もっと適切な歳出を考え、無駄を省く政治をお願いしたい。私たち国民は知恵はいくらでも出します。地に足がついていない歳出が多すぎる。

アンケート集計結果⑤(主な意見)

- 子育て支援が多かったと思う。介護問題や年金、医療の話ももう少し欲しかった。
- 有権者がもっと国のことを考え、発信し、行動することがとても大切だと思いました。
- 税・社会保障、政治などについて、学生の頃から学ぶ機会、議論をするものを授ける事が大切と感じました。
- これからの力を強化する方向に目を向けることが大切だと思いました。貯蓄もある高齢者への ケアよりも"日本"を存続させるためには次世代への投資が最重要。
- 男性にも女性の声を聞いてほしい。
- 働きやすい社会を作る事がとても大切。表面では女性の活躍が必要といわれていますが、そう 考えている人はまだ少数だと思います。なぜ必要なのかをもっと発信して頂きたい。
- 必要である税金は払います。無駄なもの不要なものを見直せばもっと借金も減るかもしれない。 環境を整えても、この日本で子供を育てたい、子供が育ちたいと思うようでないと少子化は解消されない。
- 最後の大臣の言葉は心強かった。若い人達に借金、負担を残さないように、財政健全化をしっかり考えて集中と選択をしていきたい。

財政・租税教育の取組の現状

財政教育の取組

- 広報用パンフレット「日本の財政関係資料」やその簡略版の作成、配布。
- 財務省ホームページ「日本の財政を考える」において、映像資料や予算編成を体験する ツールなどの学習支援ツール(「財務大臣になって財政改革を進めよう」等)を提供。
- 〇 地方の財務局において、要請を受けて、出張授業を実施した例あり。

(参考) 大学生・院生向けには、講演の実施や、学生政策サークルへの協力を行っている。

租税教育の取組

- 国税庁、文科省、総務省等からなる関係省庁等協議会を設けているほか、県単位、市区 町村単位等でも協議会を設け、租税教育を体系的に推進。
- 〇「税を考える週間における講演会」や「税についての作文コンクール」を実施。
- 税務署、税理士会等を活用して、租税教室への講師派遣や教員等への意識啓発研修を 実施。
- 国税庁ホームページ「税の学習コーナー」において、映像資料や税の授業で使用する副 教材、その他の教育用教材などの学習支援ツールを幅広く提供。

〇 選挙権年齢の満18歳以上への引下げ

公職選挙法等改正法 平成27年6月17日成立(平成28年6月19日施行)

(参考)中央教育審議会初等中等教育分科会資料

高校生に対する政治への参加意識を高めるための指導の充実等や、高校生の政治的活動に係る考え方の整理等の対応が必要。

〇 次期学習指導要領の改訂に向けて中教審で検討

中央教育審議会において、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方」について、子供たちに育成すべき資質・能力を明確にする観点から審議がなされており、平成28年に「審議のまとめ」、平成28年度内に答申を予定。その後学習指導要領の改訂がなされ、これまでのスケジュールを踏まえると、小学校は32年度から、中学校は33年度から全面的に、高校は34年度から年次進行により、それぞれ新しい学習指導要領が実施される見込み。

(参考)中央教育審議会教育課程企画特別部会「論点整理」

選挙権年齢の引下げを踏まえ、高等学校を卒業する段階で共通に身に付けておくべき力は何かを明確に示すこと、 特に、国家・社会の形成者として主体的な社会参画を行っていくために必要な力の育成が求められている。

○ 新しい科目「公共(仮称)」の新設

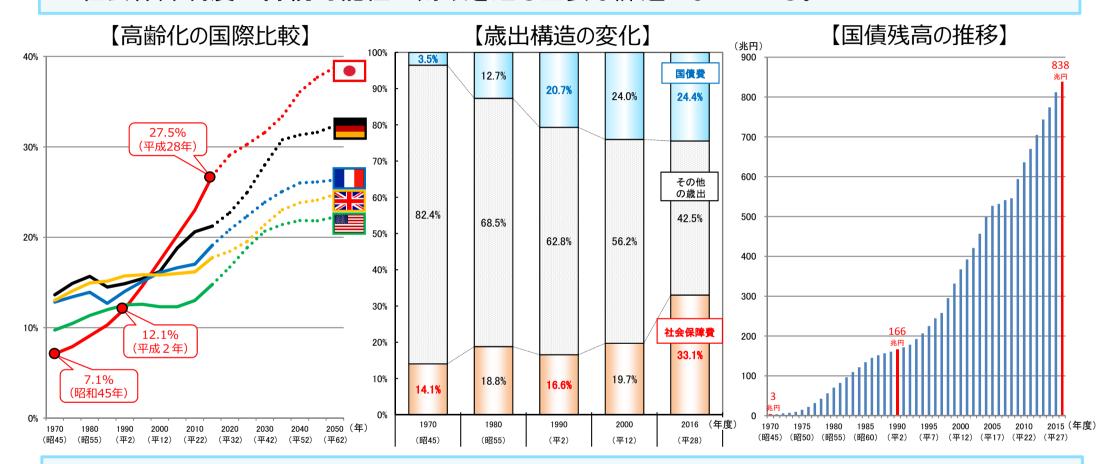
中央教育審議会教育課程企画特別部会「論点整理」

社会的・職業的な自立や主体的な社会参画に必要な選択・判断の基準を形成し、課題の解決に必要な力を身に付ける新科目「公共(仮称)」を、高等学校に設置する。

(参考)新しい「公共(仮称)」の授業は平成34年度に開始予定。

財政をめぐる状況変化と財政教育

○ 少子高齢社会の進展に伴い、社会保障の受益と負担の在り方や財政状況の悪化、財政・ 社会保障制度の持続可能性が財政を巡る主要な課題となっている。



○ 現在の財政を巡る課題に関する基礎的な知識を基に、自立した主体として社会への参画、 必要となる選択・判断の基準の形成、諸課題を考察し追究する力の育成等、国家・社会の 形成者として必要となる力を育成することが重要であり、これらを財政教育に適切に反映し ていくことが重要と考えられる。

当面の取組

○ 教育現場のサポート

- ▶ 財政の授業に活用できる副教材の作成
- ▶ 既存の学習支援ツールの活用提案・充実
- ▶ 財務局や税務署と連携した特別授業の促進
- ▶ 中学・高校における授業の優良事例の収集・横展開

○ 教科書策定への協力

- 教科書の基礎材料となる情報の提供 (副教材等の活用等)
- ⇒ 新たな科目「公共(仮称)」の円滑な実施へ向けた実 践例の提供

< 財政副教材>



< 予算編成体験ツール>



各支出項目を選択して、 財政改革の内容を決定 して下さい。



資料Ⅱ-1-1

【経済財政運営と改革の基本方針2015 (経済・財政再生計画)】

「療養病床については、病床数や平均在院日数の地域差が大きいことから、入院受療率の地域差縮小を行い、地域差の是正を確実に行う。このため、慢性 期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制について、医療の内容に応じた制度上の見直しを速やかに検討する」

【経済・財政再生計画 改革工程表】

・介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 →検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)

【論点】

- 2017年度末に介護療養病床の廃止が予定されていること等を踏まえ、2016年1月、厚生労働省の「療養病床の在り方等に関する検討会」において、サービス提供体制の新たな選択肢が提示された。
- 今後、社会保障審議会の部会等において、新たなサービス提供体制の具体化に向けた議論が進められていくことになる。

	現行の医療療養病床	案1 医	療内包型	案2 医療外付型	現行の特例施設入居者	
	(20対1)	案1-1	案1-2	来2 医旅外刊生	生活介護	
イメージ				B住スペース	十 診療所等	
	医療区分ⅡⅢを中心		医療区分Ⅰを中心、長			
利用者像	医療の必要性が高い	医療の必要性が比較的高く、 容体が急変するリスク	医療 <i>0</i> .	医療の必要性は多様だが、容体は比較		
	人口呼吸や中心静脈栄養など の医療	喀痰吸引や経管栄養を中心と した日常的・継続的な医学管理	多様なニーズに対応する日常的な医学管理			
医療機能	24時間の看取り	・ターミナルケア	ナンコール仕組により手取り	併設する病院・診療所からの	外部の病院・診療所から提供	
	当直体制(夜間·休日対応)	当直体制(夜間・休日対応)又 はオンコール体制	オンコール体制による看取り・ ターミナルケア	オンコール体制による看取り・ ターミナルケア		
介護機能	介護ニーズは問わない	高い介護ニーズに対応		多様な介護ニーズに対応		

【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

○ 新たなサービス提供体制については、療養病床の地域差の是正とあわせ、患者・利用者の状態像に即した効率的な医療・介護サービスを提供できるも のとする必要がある。

医療提供体制の適正化(診療報酬の特例の活用、都道府県の権限強化)

資料Ⅱ-1-2

【経済財政運営と改革の基本方針2015(経済・財政再生計画)】

「改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの(略)医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討、(略)都道府県の体制・権限の整備の検討等を通じて、都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援する。これらの施策について可能なものから速やかに実施する。」

【経済・財政再生計画 改革工程表】

- ・高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例の活用方策について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を 講ずる〔2017年度まで〕
- ・都道府県の体制・権限の在り方について、2014年の法律改正で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検 討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる

【論点】

- 高齢者医療確保法第14条において、厚生労働大臣は、医療費適正化のために必要な場合、都道府県との協議を経て、他の都道府県と異なる診療報酬を設定できるという特例が定められているが、実施例はない。
- 地域医療構想の実現に当たり、都道府県は、公的医療機関等(公立病院、厚生連、日赤等)に対しては、過剰な医療機能に転換しようと する病院に対する転換中止の命令や、非稼働病床の削減の命令等を実施できるが、民間医療機関に対しては、命令はできない(要請等の み)。

地域医療構想(ビジョン)を実現するための現行の仕組み

(1) 「協議の場」の設置

○ 都道府県は、地域医療構想の実現に向け、医療関係者、保険者等の関係者との協議を行う「協議の場」を設置。協議だけでは進まない場合、知事が以下の措置を講ずることが可能。

(2) 都道府県知事が講ずることができる措置

- ① 病院の新規開設・増床への対応
- 知事は、開設許可の際、不足している医療機能を担うという条件を付けることができる。

② 既存医療機関による医療機能の転換への対応

[医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合]

○ 知事は、医療機関に対して医療審議会での説明等を求めることができることとし、やむを得ない事情がないと認める時、医療審議会の意見を聞いて、転換の中止を要請(公的医療機関等には命令)することができる。

[協議の場が整わず、自主的な取組だけでは機能分化・連携が進まない場合]

○ 知事は、医療審議会の意見を聴いて、不足している医療機能に係る医療を提供すること等を要請(公的医療機関等には指示)することができる。

③ 稼働していない病床の削減の要請

- 医療計画の達成の推進のために特に必要がある場合において、知事は公的医療機関等以外の医療機関に対して、医療審議会の意見を聴いて、稼働していない病床の削減を要請することができる。
 - ※ 現行法上、公的医療機関等に対しては、知事が稼働していない病床の削減を命令できる。

⇒【医療機関が上記の要請又は命令・指示に従わない場合】

- 知事は勧告を行う。勧告に従わない場合や、公的医療機関が命令・指示に従わない場合、 以下の措置を講ずることができる。
 - イ 医療機関名の公表
 - □ 地域医療支援病院・特定機能病院の不承認・承認の取消し

※ 厚生労働省資料を基に作成

【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

- 高齢者医療確保法第14条を必要に応じて活用できるよう、実施に当たっての課題を分析し、国において運用に係るガイドラインを策定す べき。
- 民間医療機関に対する他施設への転換命令等を付与するなど、医療保険上の指定に係る都道府県の権限を一層強化すべき。

【経済財政運営と改革の基本方針2015(経済・財政再生計画)】

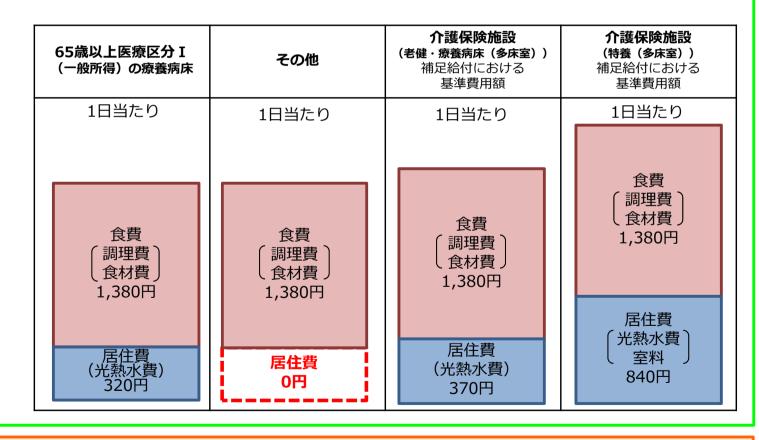
「医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化について検討を行う。」

【経済·財政再生計画 改革工程表】

・入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 →検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)

【論点】

- 入院時の生活療養費について、療養病床のうち65歳以上の医療区分Iに該当する患者(一般所得)については自己負担があるが、それ以外については自己負担がなく、在宅療養等との公平性が確保されていない。
- (参考) 27年度医療保険制度改革に おいて、在宅療養でも負担する 費用として、食材費相当額に加 え、調理費相当額の負担を求め る見直しを実施。
 - (※) 低所得者は引上げを行わない(据 え置き)。難病患者、小児慢性特 定疾患患者は負担額を据え置く。



【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

○ 入院時生活療養費について、在宅療養等との公平性を確保する観点から、難病患者・小児慢性特定疾患患者等を除く 全ての病床について、居住費(光熱水費相当)の負担を求めていくべき。

かかりつけ医普及の観点からの外来時の定額負担

資料Ⅱ-1-4

【経済財政運営と改革の基本方針2015(経済・財政再生計画)】

「かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討する。」

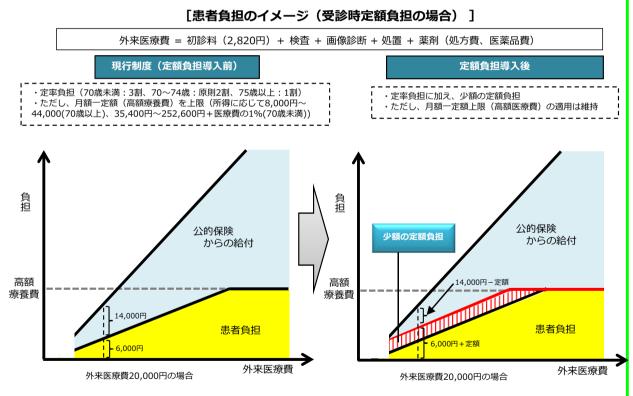
【経済·財政再生計画 改革工程表】

- ・かかりつけ医の普及の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合における定額負担を導入することについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論
 - →検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)

【論点】

- かかりつけ医の普及に向けて、外来の機能分化 を進める観点から、外来時の患者負担の在り方に ついても見直すことが必要。
- 具体的には、限られた医療資源の中で、疾病等に伴う大きなリスクをカバーするという保険の基本機能を十分に発揮しつつ、国民皆保険制度を維持していく観点も踏まえ、かかりつけ医以外を受診した場合の患者負担について、個人が日常生活で通常負担できる少額の定額負担を導入すべきではないか。

(参考) フランスの外来医療 かかりつけ医を利用した場合の自己負担 率は30%であるのに対し、かかりつけ医を 利用しない場合の自己負担率は原則70%と されている。



【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

○ 外来の機能分化と医療保険制度の持続可能性の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合(地域包括診療料や認知症地域包括診療料が適用されない場合)に、現行の定率負担(月額上限あり)に加え、個人が日常生活で通常負担できる少額の定額負担を導入すべき。

【経済財政運営と改革の基本方針2015(経済・財政再生計画)】

「社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」

【経済・財政再生計画 改革工程表】

- ・外来上限や高齢者の負担上限額の在り方など、高額療養費制度の見直しについて、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論
 - →検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる

【論点】

- 70歳以上の高齢者については、①月単位の上限額が70歳未満に比べて低額に設定されている、②外来について70歳未満には無い更なる特例措置が講じられているなど、若年者よりも負担が低い状況となっている。
- 負担の公平の観点から、年齢のみを理由に負担上限について異なる取扱いがされている高額療養費制度の見直しは最優先 の課題

			現役		高齢者((現状)
			70歳未満		70歳~74歳	75歳以上
		医療費の自己負担	3割負担 (<mark>就学前2割</mark>)		2割負担 * 26年4月以降70歳になる者から (現役並み所得者3割)	1割負担 (現役並み所得者3割)
高額療養費月額	入院	年収約1,160万円~ 年収約770万円~約1,160万円 年収約370万円~約770万円 ~年収約370万円	25.4万円(注1) 17.2万円(注2) 8.7万円(注3) 5.8万円(注3)	現役並所得(年収約370万円以上) (6.6%※) 一般所得(~年収約370万円) (53.5%※) 住民税非課税(注5) (21.4%※)	8.7万円 (注3) 4.4万円 2.5万円	同じ所得水準の現役より軽減
		to the 4th and To TO to 1	`\	年金収入80万円以下等(18.5%※)	~1.5万円 /	
上 限	外	年収約370万円以上~	トラ(1)時の担合)に同じ	現役並所得	- 4.4万円 、	入院の場合の
	来	~年収約370万円 住民税非課税	上記(入院の場合)と同じ	一般所得 住民税非課税	1.2万円 0.8万円 /	→ 約1/2

上記は医療費が100万円と仮定した場合の金額。(※)は後期高齢者に占める割合、

(注1)4か月目以降は14.0万円、(注2)4か月目以降は9.3万円、(注3)4か月目以降は4.4万円、(注4)4か月目以降は2.5万円、(注5)年金収入のみの場合、単身世帯で年金収入155万円以下。

【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

○ 負担能力に応じた適正な負担とするため、①高齢者のみに設けられている外来の特例措置を廃止し、②入院・外来を通じて、高齢者の自己負担の月額上限を所得水準に応じて現役世代と同じ水準へと見直すべき。あわせて、③「現役並み所得」の基準について、妥当性の検証・見直しを行うべき。

介護保険における利用者負担の見直し

資料Ⅱ-1-6

【経済財政運営と改革の基本方針2015(経済・財政再生計画)】

「世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方に ついて検討するとともに、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方等について、制度改正の施行状況も踏まえつつ、検討を行

【経済・財政再生計画 改革工程表】

- ・高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改正の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、 2016年末までに結論
 - →検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる
- ・介護保険における利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、 2016年末までに結論
- →関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)

【論点】

- 高額介護サービス費制度により、介護保険給付に係る利用者負担額が限度額を超える場合に超えた金額が高額介護サービス費として支給されている が、その限度額が医療保険制度(高額療養費)よりも部分的に低くなっており見直しが必要。
- 利用者負担割合については、制度の持続性確保の観点から2割負担に移行することが必要。平成27年8月より、住民税課税世帯のうち、一定以上の所 得(合計所得金額160万円以上)を有する者については、介護保険給付に係る利用者負担割合が1割から2割に引き上げられたが、今後、段階的に、 医療保険との均衡を踏まえて、65~74歳について原則2割負担とし、次に75歳以上についても2割負担とすべき。

<利用者負担限度額(介護、医療)>

<利用者負担限度額>		高額介護サービス費	高額療養費		
		同既川暖り こ八貝	70歳以上	65歳以上70歳未満	
租	役並み所得(上位所得)	44,400円(世帯)※1	44,400円(多数回該当)	140,100円(多数回該当)※2	
-5161	光文型の7月号(工位7月号)	44,400F) (E#) %1	77,700() (多数国政当 <i>)</i>	93,000円(多数回該当)※3	
— ј	段	37,200円(世帯)	44,400円	44,400円(多数回該当)	
住	民税非課税等	24,600円(世帯)	24,600円	24,600円(多数回該当)	
	年金収入80万円以下等	15,000円(個人)	15,000円	24,600円(多数回該当)	

<介護:利用者負担割合>

一定以上の所得 ※4	それ以外
2割負担	1割負担

〈医療:利用者負担割合〉

	現役並み所得 ※5	それ以外
75歳以上	3割負担	1割負担 ※6
70~74歳	3割負担	2割負担

- ※4 合計所得金額(年金収入+その他所得の合計額)が160万円以上
- ※5 収入の合計額が、単身世帯で383万円以上、2人以上の世帯で520万円以上
- ※6 平成26年4月以降に70歳になる者から2割負担を適用(26年3月末までに70歳に達している者

- ※1 対象となる世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる場合
- ※2 対象となる高齢者の年収が約1,160万円以上
- ※3 対象となる高齢者の年収が約770万円以上かつ約1160万円未満

【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

<高額介護サービス費制度>

- 高額介護サービス費制度について、高額療養費と同水準まで利用者負担限度額を引き上げるべき。
- <利用者負担割合(2割負担の対象者の見直し)
- 65歳以上74歳以下の高齢者について、医療制度との均衡を踏まえ、原則2割負担化への見直しを実施すべき。
- その上で、医療保険制度における窓口負担に係る議論の状況を踏まえつつ、75歳以上の高齢者についても、原則2割負担の導入を検討すべき。

【経済財政運営と改革の基本方針2015 (経済・財政再生計画)】

「また、現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図る。このため、社会保障改革プログラム法に基づく検討事項である介護納付金の総報酬割やその他の課題について検討を行う。」

【経済·財政再生計画 改革工程表】

- ・社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入について、関係審議会等において検討し、2016年末までに 結論
- →検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)

【論点】

介護給付費(9.4兆円) 総報酬 人頭割 ※協会けんぽ、健保組合A、健保組合Bの加入者数は同数と仮定 (被保険者に広じ負担) 国民健康保険 人頭割 (0.8兆円) 第1号保険料 (65歳以上) 公費 公費 (0.37兆円) 国(0.31兆円) (被用者保険者間では報 2.1兆円 都道府県(0.06兆円) 4.7兆円 酬額(こ比例して負担) [22%] [50%] 保険料 負担 負担 国庫負担 保険料 負担 国:2.2兆円 協会けんぽ 地方: 2.5兆円 (0.9兆円) 協会けんぽ 健保組合A 健保組合 B 総報酬 社 ※ 負担割合は原則 会保 被用者 として、 ・国25%、 国費(0.15兆円) 総報酬割 ・都道府県12.5%、 第2号保険料 険診 ・市町村12.5%。 (40~64歳) ただし、施設等給 保 付の場合は、 療 ・国20%、 2.6兆円 支 ·都道府県17.5% [28%] 健保組合等 · 市町村12.5% 払基 保険料 負担 (0.9兆円) 保険料 負担 保険料負担 金 11 協会けんぽ 健保組合A 健保組合 B

【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

- 後期高齢者支援金と同様、介護納付金についても所得に応じた公平な負担とする観点から、段階的に総報酬割へ移行すべき。
 - (注)後期高齢者支援金については、平成29年度からの全面総報酬割導入に向けて、総報酬割部分が段階的に引き上げられている。

資料Ⅱ-1-8

【経済財政運営と改革の基本方針2015 (経済・財政再生計画)】

「次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。」

【経済·財政再生計画 改革工程表】

- ・軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 →検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)
- ・軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、 2016年末までに結論
- →検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる

【論点】

- 福祉用具貸与は、利用者の希望・状況等を踏まえて、貸与の要否・機種選定をケアプラン策定の中で決定しており、貸与価格は貸与業者が提示する利 用料を保険給付の基準(原則9割を保険給付・1割自己負担)としている。
- 福祉用具貸与の実態を調査したところ(次ページ)、一人当たり貸与額に大きな地域差があり(図1)、その要因として、①貸与価格について、同一 商品の中で平均貸与価格の10倍超の高価格で取引されている例があるなど、大きなばらつきがあること(図2)、②機種のスペックと要介護度の対 応関係についても大きな地域差があり(図3)、また、軽度者にむしろ高機能の商品が貸与されているような用具があること(図4)、などが明らか になった。
- 利用者の状況・ADLの維持向上の必要度等に応じた機種が適正に貸与されるよう、また、貸与事業者のサービス競争の促進と適正な価格設定が担保されるよう、現在の福祉用具貸与の仕組みについて、抜本的な見直しが必要ではないか。
- また、軽度者に対する福祉用具貸与は日常生活で通常負担する費用の延長と考えられること、住宅改修(要介護2以下の軽度者の利用が8割弱)は個人の資産形成でもあることを踏まえると、介護保険給付を中重度者に重点化する観点、貸与事業者間の適正な価格・サービス競争を促す観点から、軽度者を中心に、利用者負担の在り方についても見直しが必要ではないか。

【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

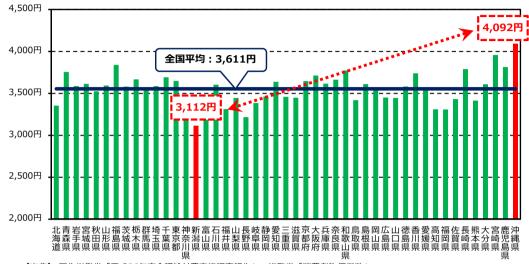
- ① <u>貸与価格の見直し</u>:福祉用具貸与について、対象品目の希望小売価格等から減価償却期間等を考慮して算定した標準的な利用料を基準貸与価格として設定する(住宅改修についても、工事実勢価格等をベースに同様の仕組みとする)。真に有効・必要な附帯サービスについては、厳格な要件の下に、貸与価格とは分けて標準的な保守管理サービス等を別途評価する枠組みを検討し、事業者間の適正な競争を促進する。また、行政や利用者にとって取引価格や製品性能等が比較可能となるよう情報開示(見える化)を進める。
- ② <u>貸与機種のスペックの在り方の見直し</u>:利用者の状況・ADLの維持向上の必要度等に見合った貸与品の選定を推進するため、要介護区分ごとに標準的 な貸与対象品目を決定し、その範囲内で貸与品を選定する仕組みを導入する。
- ③ <u>負担のあり方の見直し</u>:介護保険給付を中重度者に重点化する観点、民間サービス事業者の価格・サービス競争を促す観点から、原則自己負担(一部補助)とし、軽度者の福祉用具貸与に係る保険給付の割合を大幅に引き下げる。

〔参考〕 福祉用具貸与における地域差等のばらつき (平成27年財務省調査結果)

資料Ⅱ-1-9

<図1 >都道府県別の一人当たり平均実質貸与額

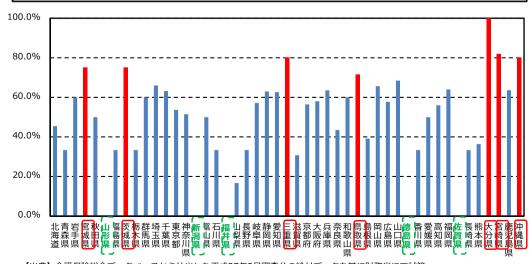
都道府県別の一人当たり平均実質貸与額(平均貸与額を消費者物価指数で実質化)の最高(沖縄県)と最低(新 潟県)には3割以上の地域差が存在する。



【出典】 厚生労働省「平成26年度介護給付費実態調査報告」、総務省「消費者物価指数」

〈図3〉高性能・機能を持つ福祉用具の貸与に占める軽度者の割合

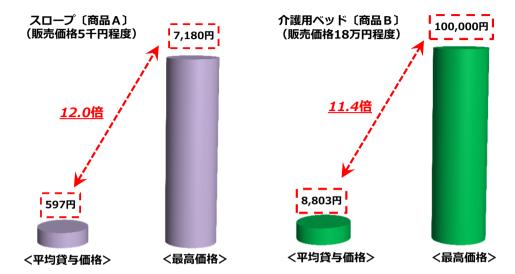
高性能・機能を持つ車いす貸与に関する軽度者の利用割合に大きな地域差が存在。軽度者の利用が全くない地域 もあれば、全利用者に占める軽度者の割合が8割超となっている地域もある。



【出典】介護保険総合データベースから抽出した平成27年3月審査分の給付データを基に財務省にて試算

<図2>個別貸与品の取引価格の分布

代表的な品目について、個別品目ごとの貸与価格を詳細に調査すると、**平均貸与価格の10倍超の価格**の取引が 散見され、中には**1ヶ月の貸与価格が販売価格を上回る**事例も存在する。



【出典】介護保険総合データベースから抽出した平成27年3月審査分の給付データを基に財務省にて試算

〈図4〉価格帯ごとの貸与取引に占める重度者・軽度者の割合

一部の品目では、軽度者(要介護2以下)の方が重度者よりも高価格品を利用している事例が存在する。



【出典】介護保険総合データベースから抽出した平成27年3月審査分の給付データを基に財務省にて試算

【経済財政運営と改革の基本方針2015(経済・財政再生計画)】

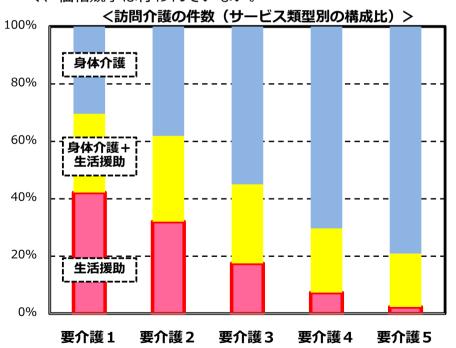
「次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。」

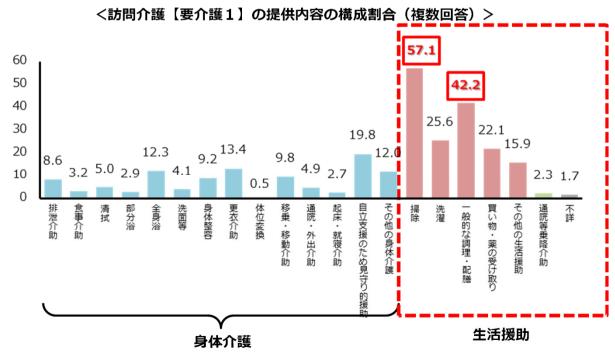
【経済·財政再生計画 改革工程表】

- ・軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論
- ・軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論
- →検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)

【論点】

- 要介護者に対する訪問介護は「身体介護」と「生活援助」に分けられるが、要介護5では、生活援助のみの利用件数は全件数の5%未満であるのに対し、軽度の要介護者(要介護1・2)では、生活援助のみの利用件数が全件数の概ね4割となっている。
- 生活援助の内容は、掃除の占める割合が最も多く、次に一般的な調理・配膳が多い。
- 〇 これらの在宅サービスには多くの民間企業が自由参入しているが、介護報酬に定められた公表価格を下回る価格を設定している事業者はほとんどな く、価格競争は行われていない。





【出典】 厚牛労働省「平成24年度介護サービス施設・事業所調査」

【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

【出典】 厚生労働省「平成26年度介護給付費実態調査」

○ 軽度者に対する生活援助は、日常生活で通常負担する費用であり、介護保険給付を中重度者に重点化する観点、民間サービス事業者の価格・サービス 競争を促す観点から、原則自己負担(一部補助)の什組みに切り替えるべき。

市販品類似薬に係る保険給付の見直し

資料Ⅱ-1-11

【経済財政運営と改革の基本方針2015(経済・財政再生計画)】

「市販品類似薬に係る保険給付について、公的保険の役割、セルフメディケーション推進、患者や医療現場への影響等を考慮しつ、見直しを検討する。」

【経済·財政再生計画 改革工程表】

- ・スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 →検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)
- ・公的保険給付の範囲の見直しや医薬品の適正使用の観点等から、平成28年度診療報酬改定において、長らく市販品として定着したOTC類似薬を保険給付外とすること等について、その具体的内容を検討し、結論

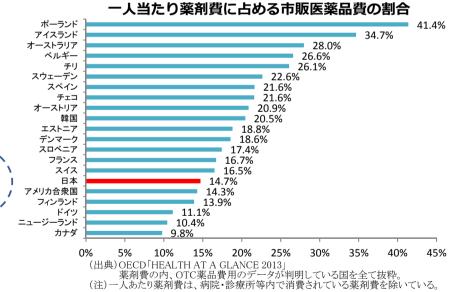
【論点】

- 市販品と同一の有効成分の薬でも、医療機関で処方されれば、低い自己負担で購入が可能なケースがある。
- 諸外国と比較しても、我が国における市販品使用割合は低位であり、セルフメディケーションが十分進んでいない。

[参考] ビタミン剤については2012(H24)年度から単なる栄養補給目的での使用が、うがい薬については2014(H26)年度からうがい薬のみの処方が、それぞれ保険適用から除外されている。

市販品と医療用医薬品の比較						
市販品類似薬		医療用医薬品				
	名称	価格	名称	薬価	自己負担(薬価3割)	
① 湿布	А	950户	AA	70円	20円	
② 漢方薬	В	1,296円	BB	280円	80円	
③ 目薬	С	1,317円	' CC	1,440円	430円	

- ※1 各区分における市販品と医療用医薬品は、いずれも同一の有効成分を含んでいる。ただし、同一の有効成分を含んでいる市販薬であっても、医療用医薬品の効能・効果や用法・用量が異なる場合があることには留意が必要。
- ※2 市販品の価格は、メーカー希望小売価格。
- ※3 医療用医薬品の価格については市販品と同じ数量について、病院・診療所で処方箋を発行してもらい、 薬局で購入した場合の価格であり、別途再診料、処方料、調剤料等がかかる。
- ※4 医療用医薬品については、医療保険の適用となり、7割が保険で賄われるため、患者負担は原則3割となる。



【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

- 市販品類似薬について、公平性の確保やセルフメディケーションの推進の観点から、
 - ① スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率を引き下げるとともに、
 - ② <u>長らく市販品として定着したOTC類似医薬品</u>(ビタミン剤、うがい薬、湿布、目薬やいわゆる漢方薬などのうち長らく市販 品として定着した銘柄)については、処方の目的や方法にかかわらず保険給付外とすべき。

[参考]医薬品に係る保険給付の在り方について

資料Ⅱ-1-12

- フランスでは、医薬品の治療上の貢献度・有用性に応じ、段階的な自己負担割合(保険償還率)が設定されているほか、ドイツと同様、参照価格(償還限度額)制度が採用されている。また、スウェーデン等においては、医薬品の種類にかかわらず、一定額以下は全額自己負担とされているなど、相応の自己負担を求める枠組みが採用されている。
- 我が国においても、公的保険給付の範囲の見直しや薬剤の適正使用の観点等から、諸外国の制度も踏まえ、<u>医薬品に</u> <u>係る保険給付の在り方を見直し、全体として保険償還率を引き下げることを検討すべき</u>ではないか。

【薬剤に係る自己負担についての国際比較】

	制度類型	薬剤に係る自己負担	(参考)国民負担率
日本	社会保険方式 ※ 1	・原則3割 (義務教育就学前:2割、70~74歳:2割、75歳以上:1割)	43.4% (2015年度)
ドイツ	社会保険方式 ※ 2	・10%定率負担(各薬剤につき上限10ユーロ、下限5ユーロ) (注)参照価格(償還限度額)が設定された医薬品の場合は、限度額を超えた額は自己負担	52.2% (2012年)
フランス	社会保険方式 ※ 1	・以下を加重平均した自己負担率:34% - 抗がん剤等の代替薬のない高額な医薬品:0% - 一般薬剤:35% - 胃薬等:70% - 有用度の低いと判断された薬剤:85% - ビタミン剤や強壮剤:100% (注)参照価格(償還限度額)が設定された医薬品の場合は、限度額を超えた額は自己負担	65.7% (2012年)
スウェーデン	税方式 ※ 3	・900クローナまでは全額自己負担、より高額の薬剤についても一定の自己負担割合を設定 (注)上限は年間2,200クローナ	56.1% (2012年)
イギリス	税方式 ※3	・処方1件:8.05ポンド(高齢者、低所得者、妊婦等については免除あり)	46.7% (2012年)
アメリカ	社会保険方式 ※ 4	・保険の種類や契約内容等に応じ相違 (注)メディケア(任意加入)の場合 - 310ドルまでは全額自己負担、より高額な薬剤についても一定の自己負担割合を設定	31.1% (2012年)

- (※1) 国民皆保険 (※2) 国民の約87%が加入 (※3) 全居住者を対象
- (※4) 65歳以上の高齢者及び障害者等を対象とするメディケアと一定の条件を満たす低所得者を対象とするメディケイド
- (出所) 厚生労働省「医療保障制度に関する国際関係資料について」「第47回社会保障審議会医療保険部会資料」、医療経済研究機構「薬剤使用状況等に関する調査研究報告書」等より作成

資料Ⅱ-1-13

【経済財政運営と改革の基本方針2015(経済・財政再生計画)】

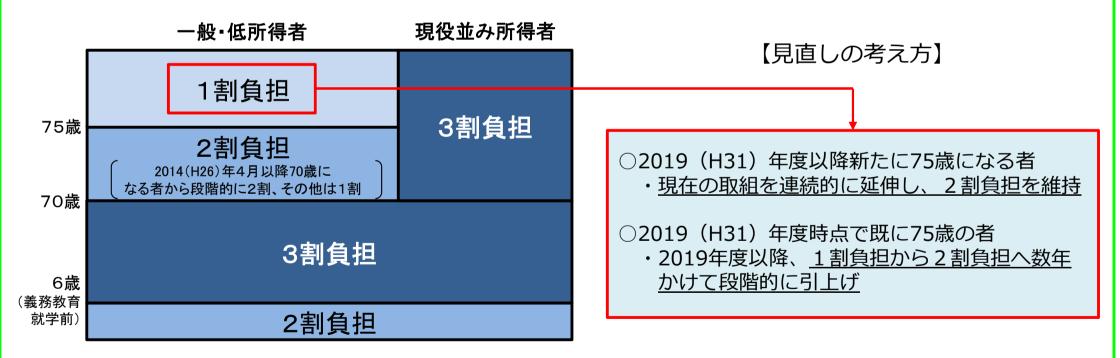
「社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」

【経済·財政再生計画 改革工程表】

・医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等 も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論〔2018年度まで〕

【論点】

○ 高齢者の定率の窓口負担は、原則となる負担率が1割または2割と、現役世代の3割よりも軽減されている。

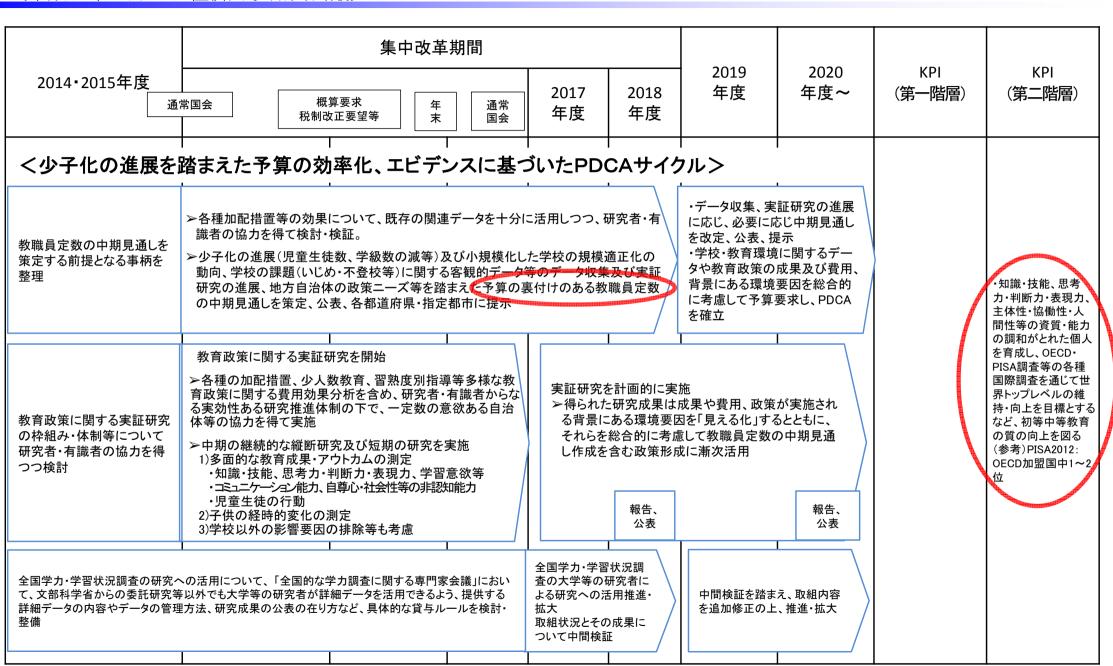


【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

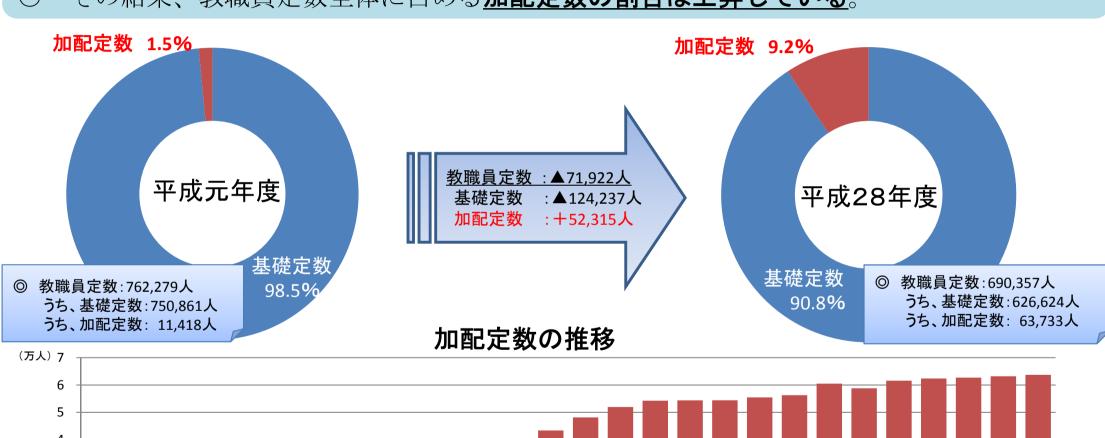
○ 70歳~74歳の定率窓口負担を段階的に1割から2割に引き上げている現在の取組を連続的に延伸する観点から、 2019(H31)年度以降に新たに75歳以上となる者について2割負担を維持すべき。また、2019(H31)年度時点で既 に75歳以上となっている者については、数年かけて段階的に2割負担に引き上げるべき。

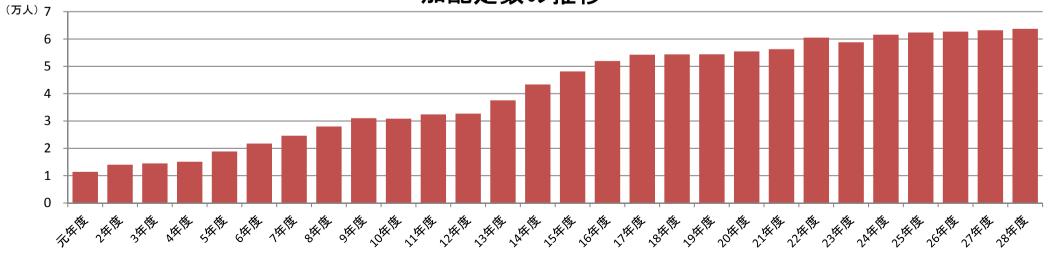
経済・財政再生計画改革工程表(義務教育関係)

〔平成27年12月24日経済財政諮問会議〕



- 近年、少子化の進展で進み**児童生徒数が減少**していくのに応じ、法律上の規定にのっとり機械的に配置される**基礎定数は減少**する一方、**加配定数は増加**し続けている。
- その結果、教職員定数全体に占める**加配定数の割合は上昇している**。





- **加配定数**については、過去に運用の問題点が会計検査院で指摘されたもの(初任者研修 加配)もあり、**適正性については、改めて検証する必要**。
- 指導方法工夫や児童生徒支援については、平成28年度予算で新規に措置した「エビデンス実証研究」の予算事業や、全国学力テストのデータ公開・活用を通じ、費用対効果や、クラス・児童生徒数あたりの適正数についての知見を積み重ねることが必要。(各都道府県においても、加配定数に係る教育効果の「見える化」をしていくことが必要。)
- これらを通じ、現在の加配定数(6万4,733人)の再検証を行うことが可能。

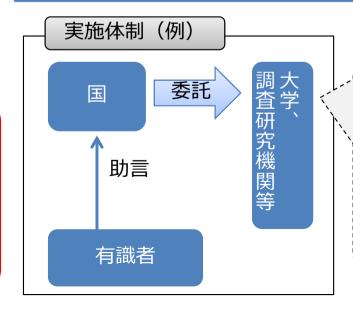
加配事項	H28 定数	性質分析
指導方法工夫改善	41,057人	
特別支援教育	6,326人	対象児童生徒数に連動
児童生徒支援	7,767人	
主幹教諭マネジメント機能強化	1,728人	学校数に連動
研修等定数(初任者研修含む)	5,033人	政策的措置
養護教諭等	370人	学校数に連動
栄養教諭等	367人	学校数に連動
事務職員	1,085人	学校数に連動

会計検査院指摘

- ①異なる免許教科の教員を指導員 に任命していた。
- ②初任者に免許外の教科を担任させていた。
- ③初任者の負担軽減が行われていなかった。

教育政策形成に関する実証研究 平成28年度予算額:4,600万円(新規)

- 有識者や意欲ある自治体の協力を得つつ、時代の変化に対応した新しい教育への取組、いじめ・不登校、子供の貧困等の学校の課題に関する状況や、それらの課題に対応するための指導体制の在り方など、教育政策の効果を評価する実証研究を実施。
- 得られた成果は随時政策立案に活用。



研究の観点 (例)

- ●多面的な教育成果・アウトカムの評価
 - ・知識・技能、思考力・判断力・表現 力、学習意欲 等
 - ・コミュニケーション能力、自尊心・ 社会性等の非認知能力
 - ・児童生徒の行動
- ●子供の経時的変化の評価
- ●学校以外の影響要因の考慮
- ●自治体の政策ニーズの動向分析

加配定数の性質分析

- 適正性を踏まえた上で、加配定数の内容をよりきめ細かく見ていく必要。例えば、
 - ①学校数やクラス数、児童生徒数等に連動し、全国一律で実施する政策に必要な定数
 - ②地域や学校ごとの個別事情に応じて政策的に措置すべき定数

といった性質に分類し得ると考えられ、このうち①に分類し得る定数については、その性

質上<u>基礎定数化</u>し、<u>連動する学校数やクラス数、児童生徒数等に応じて定数を変動させる</u> ことが可能と考えられる。

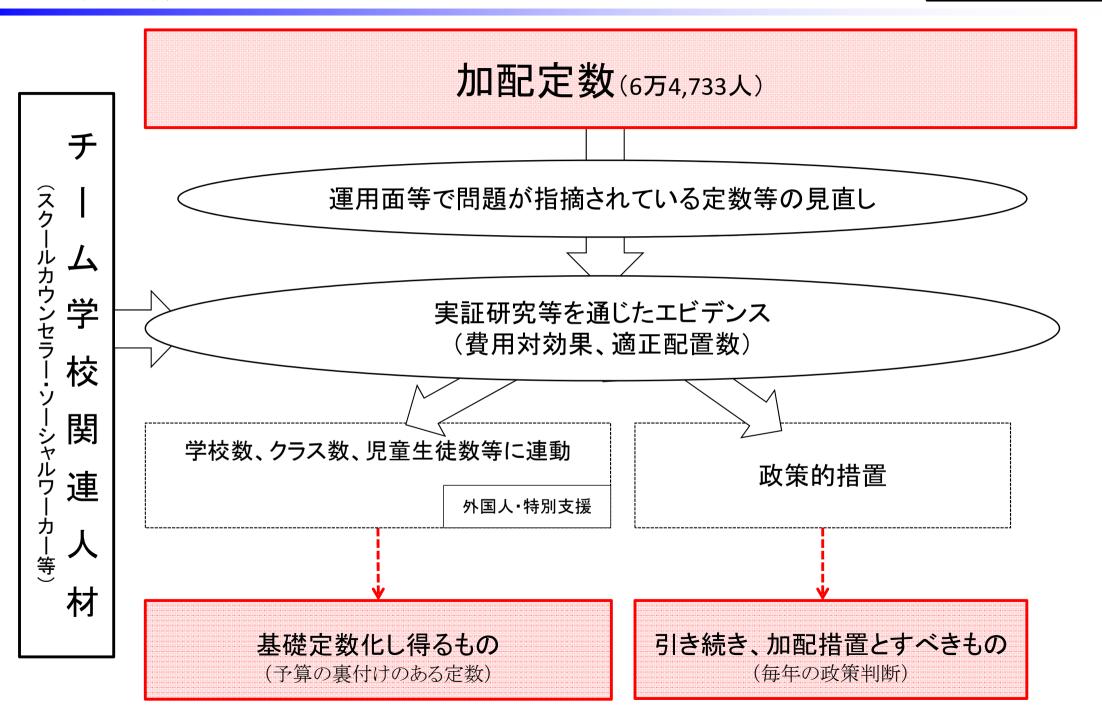
加配定数性質分類のイメージ(案)

加配事項	H28定数	性質分析	
指導方法工夫改善	41,057人	_	
特別支援教育	6,326人	対象児童生徒数に連動	
児童生徒支援	7,767人		
主幹教諭マネジメント機能強化	1,728人	学校数に連動	
研修等定数(初任者研修含む)	5,033人	政策的措置	
養護教諭等	370人	学校数に連動	
栄養教諭等	367人	学校数に連動	
事務職員	1,085人	学校数に連動	

加配内容	性質分析
少人数指導(少人数学級関係)	クラス数等に連動
習熟度別指導	政策的措置
ティーム・ティーチング	政策的措置
小学校の専科指導	政策的措置

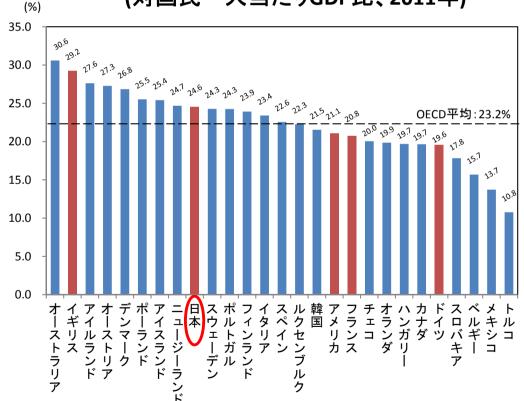
資料Ⅱ-2-4

加配内容	性質分析
教育格差の解消	政策的措置
いじめ問題への対応	政策的措置
外国人児童生徒対応	対象児童生徒数に連動
学校統合に係る支援	対象学校数に連動
小規模校への支援	対象学校数に連動



- 日本の小中学校向け公財政支出を在学者一人当たりで見ると0ECD平均よりも高く、特に主要先進国 (G5)の中では高水準。また、国民負担率が国際的にみて低水準であることも踏まえる必要。
- 日本の**PT比(教員一人当たりの生徒数)は主要先進国と比べて遜色ないレベル**になっている。また、**日本の小中学校予算**は諸外国に比べ、**教員給与に配分が偏っており**、その結果、在学者一人当たり教員給与支出は国際的にも高い水準になっている。

小中学校への在学者一人当たり公財政支出 (対国民一人当たりGDP比、2011年)

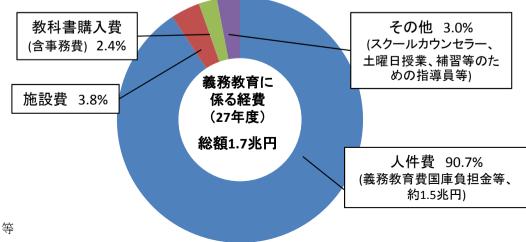


- (注1) ここでの公財政支出は教育機関向け補助と個人向け補助の合計。
- (注2) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。
- (注3) 国民負担率について、括弧内の数字は対GDP比の国民負担率。
- (出典) OECD stat、National Accounts (OECD) Revenue Statistics (OECD)、内閣府「国民経済計算」等

教育段階別教員一人当たり生徒数

	#*************************************					
		2013小学校	2013中学校			
日2	*	17.4	13.9			
OE	CD平均	15.2	13.4			
G5	平均	17.7	15.4			
	アメリカ	15. 3	15. 4			
	イギリス	20. 7	18. 5			
	フランス	19. 3	15. 4			
	ドイツ	15. 6	13. 6			

国の義務教育予算における経費の内訳 (2015年度)



○ 科学技術予算については、日本経済の成長につながるイノベーションの源泉になる可能性に留意しつつ、「改革工程表」にある質の向上のための「成果目標」の達成を目指すと共に、財政健全化目標の達成に向け、「経済・財政再生計画」における2020年度までのPB黒字化目標及び2018年までの「目安」との整合性を確保する水準で措置する必要。

第4期科学技術基本計画

官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。

第5期科学技術基本計画

官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、政府研究開発投資について、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対GDP比の1%にすることを目指すこととする。

経済・財政再生計画(「経済財政運営と改革の基本方針2015」平成27年6月30日閣議決定) 抜粋

「経済・財政一体改革」を推進することにより、経済再生を進めるとともに、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を堅持する。具体的には、2020年度PB黒字化を実現することとし、そのため、PB赤字の対GDP比を縮小していく。

計画の中間時点(2018年度)において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度(平成30年度)のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とする。

これらの目安58に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を 堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を実現する。

58 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

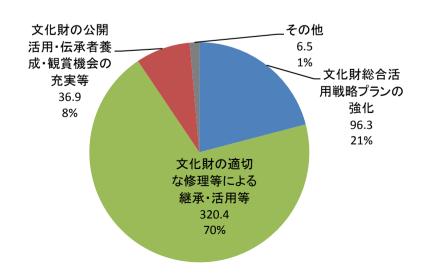
- これまでは主に文化財の保存・修理を適切に実施するという観点で実施されてきた。
- しかしながら、観光立国や文化芸術立国を実現する観点から、「観光立国推進基本 法」や「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、文化財を地域振興や観光資源 として活用すると明記されたことを踏まえると、**地域振興や観光資源として活用するという 仕組みを取り入れていく**ことが必要ではないか。
- 観光資源活用の取組みを進める際には、文化財所有者の収入増に直接結び付くことが 見込まれることから、**所有者自身の取組みを積極的に促すという視点**が必要ではないか。

観光立国推進基本法(抄) (平成十八年十二月二十日法律第百十七号)

(観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)

第十三条 国は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする。

文化財関連予算(28年度予算 460億円)



文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)(平成27年5月22日 閣議決定)

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1 五つの重点戦略

重点戦略3:文化芸術の次世代への確実な継承,地域振興等への活用国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、文化芸術を次世代へ確実に継承する。また、文化芸術の地域振興,観光・産業振興等への活用を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ<u>多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い,広く国民が文化財に親しむ機会を充実する</u>。また、文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、<u>地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める</u>。





※財務省調べ(参考:デービッド・アトキンソン「国宝消滅」)
なお、日本円への換算は、平成28年度支出官レート(137円/€、185円/ &)による。

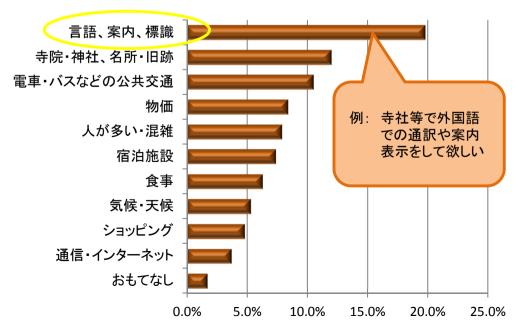
- 文化財の観光資源活用、所有者自身の取組み促進を進めるための仕組みの例
 - ▶ 建造物、史跡、埋蔵文化財等ごとに事業を実施するのではなく、面的・一体的な総合活用を推進する仕組み
 - ⇒ 「歴史文化基本構想」に基づいた事業を優先的に採択
 - ▶ 文化財の保存・修理事業を実施する際には、外国人を含む観光客に対し文化財の魅力・ 歴史的背景等が十分伝わるような解説(多言語化を含む)の充実を促す仕組み
 - ⇒ <u>所有者自身の負担</u>で案内板やパンフレットをあわせて整備する場合には、<u>当該文化財</u> 保存・修理事業を他に優先して採択

歴史文化基本構想に基づいた保存・活用の取組み

- 「文化審議会文化財分科会規格調査会報告書(平成19年10月)」において、 全国の市町村が、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な 方針である「歴史文化基本構想」の策定を提言。
- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成27年5月閣議決定)」において、歴史文化基本構想による地域の文化財の総合的な保存・活用の推進をすることとされている。
- 平成28年4月現在で<u>歴史文化基本構想が策定</u>されているのは<u>全国市町村のうち42団体のみ</u>であり、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針に基づいた面的・一体的な保存・活用の取組みが進んでいない。
 - ●歴史文化基本構想策定済市町村 42市町村

岩手県盛岡市、栃木県足利市、新潟県佐渡市、富山県高岡市、石川県加賀市、岐阜県高山市、奈良県明日香村、島根県津和野町、広島県尾道市、福岡県太宰府市 等

京都観光の残念度(外国人)



出所:京都市産業観光局「京都観光総合調査 平成26年(2014年)」

公共施設等総合管理計画、立地適正化計画の策定状況

資料Ⅱ-3-1

〇 公共施設等総合管理計画や立地適正化計画について、自治体における計画策定の取組みは徐々に進展して いる。

○ 公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査(総務省) (平成27年10月1日現在) ()書きは平成27年4月1日時点

	医分策定済		都道府県		指定都市		市区町村	
			団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
			(11) →15	31. 9%	(8) →10	50. 0%	(56) →88	5. 1%
	未策定		32	68. 1%	10	50. 0%	1, 633	94. 9%
	完	H27年度	14	29. 8%	6	30. 0%	423	24. 6%
	了 予定時	H28年度	18	38. 3%	4	20. 0%	1, 196	69. 5%
	期	H29年度 以降	0	0. 0%	0	0. 0%	14	0. 8%
	計		47	100%	20	100%	1, 721	100%

〇 立地適正化計画の作成について具体的な取組を行っている都市 (220都市) の平成28年度の取組予定

平成27年12月31日現在

平成28年度の取組予定	都市数
行政内部における検討	218
住民等からの意見聴取	171
都市計画審議会からの意見聴取	169
計画の策定・公表	104

出所:国交省調べ

※住民等からの意見聴取:公聴会の開催、パブリックコメント等。

将来における供給制約の観点からは、担い手の確保は大きな課題

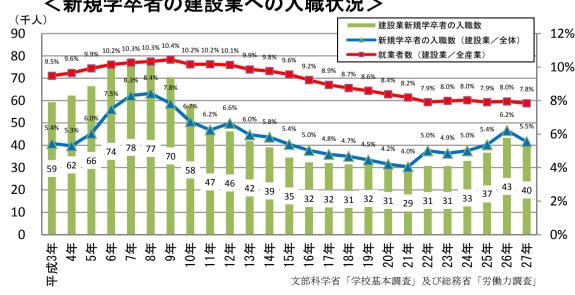
資料Ⅱ-3-2

- 高齢化が進んでいる建設業界では、今後、技能労働者が大量に退職することが見込まれる状況。
- 今後生産年齢人口が減少する上に、そもそも建設業の入職率、定着率は他産業に比べて低い中、我が国の建 設業を将来にわたって担う若年層の確保は公共投資の供給制約にもなりかねない大きな課題。

<建設業における高齢建設技能労働者の大量離職の見通し>

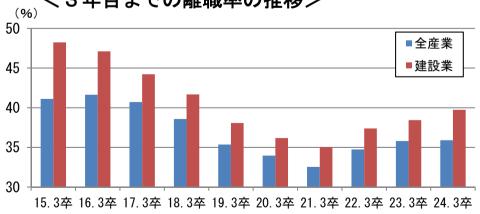


<新規学卒者の建設業への入職状況>



≼我が国の労働力人口の将来推計>

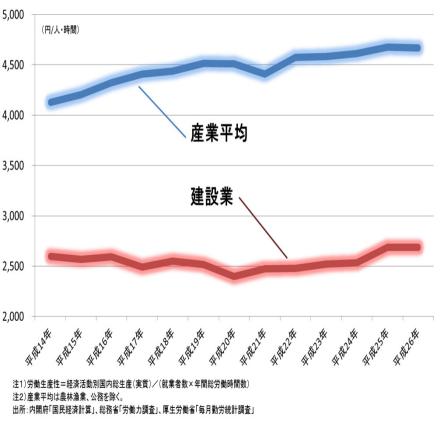




厚生労働省「新規学卒者の事業所規模別・産業別離職状況」を基に作成

- 中長期的な担い手の確保が楽観視できない中、生産性の向上も十分に実現しなければ、厳しい財政状況の下、必要な事業量を確保できないことになりかねない。
- 〇 しかしながら建設業の労働生産性は他産業に比べて低く、かつ、伸び悩んできた。今後は、労働集約的な点 検業務などの分野をはじめとして、生産性の向上に特に重点を置く必要。

労働生産性の推移



施工の合理化事例



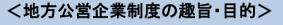




公営企業会計について

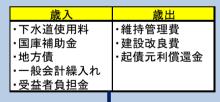
資料Ⅱ-3-4

- 受益者負担の原則が当てはまる地方自治体の水道事業等については、企業として能率的に運営すべきとの 観点から、公営企業会計が当然適用されている。一般に、公営企業会計の適用事業は、複式簿記によって B/S、P/Lなどの作成が義務付けられ、損益や資産・負債等の情報の的確な把握がしやすい。
- 一方、下水道については雨水対策など受益者負担の考え方が馴染みにくい面も含まれていることから、公営企業会計は任意適用とされている。
- 〇 下水道事業を中長期的に安定して運営する観点から、近年、総務省が各地方公共団体に対して公営企業会 、 計の適用を要請しており、適用事業数は増加傾向にあるが、未だ全体の2割程度である。

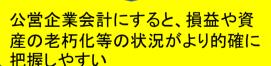


- ・地方公営企業は、企業として経済性を発揮しながら、公共の福祉を増進するよう運営維持される公的組織で、提供する財貨・サービスの対価である料金収入によって基本的に維持される。(地方公営企業法3条、17条の2)
- ・複式簿記の導入により、<u>B/S、P/Lから施設の状態(老朽化等)や</u> 損益情報の的確な把握が可能となる。(同法20条等)

●特別会計



特別会計では現金収支として把握



●損益計算書

以 金	賀用
•下水道使用料	•維持管理費
•一般会計補助金	•減価償却費
	•企業債支払利息

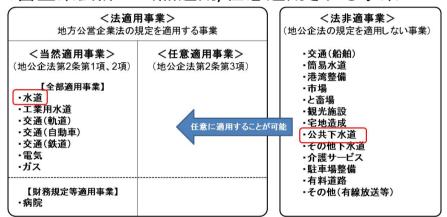
●資本的収支

収入	支出
•国庫補助金	•整備事業費
∙企業債	•企業債支払元金
•一般会計出資金	
•受益者負担金	

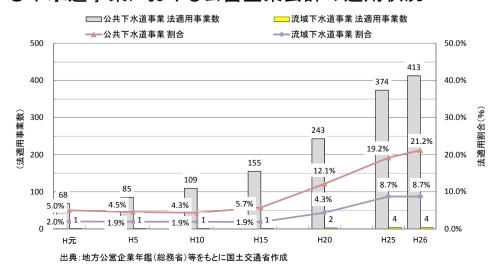
●貸借対照表

資産	負債
•現金預金、未収金等	・企業債 等
•下水道施設 等	資本
	•剰余金 等

〇公営企業会計が当然適用/任意適用される事業



〇下水道事業における公営企業会計の適用状況



下水道の使用料の考え方について ~上水道との比較~

資料Ⅱ-3-5

- 法令上、下水道も上水道も使用料を設定する上での基本的考え方は同じ。
- にもかかわらず、使用料設定の考え方は上水道と下水道では大きく異なる。すなわち、上水道では将来施設を更新するために必要となる掛かり増し費用を確保するために「資産維持費」として対象資産の3%を標準に 徴収することとされている。一方、下水道では資産維持費を使用料を算定する上での原価に算入していない。
- その結果、下水道の建設改良に係る積立金は125億円に留まるのに対し、上水道は3,155億円に及ぶ。

下水道法(抄)

(使用料)

- **第二十条** 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を 使用する者から使用料を徴収することができる。
- 2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
- ー 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三~四 略
- 3 略

水道法(抄)

(供給規程)

- 第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その 他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
- 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当 なものであること。

二~五 略

3~7 略

〇上水道・下水道の使用料算定に当たっての原価の考え方

「下水道使用料算定の基本的考え方(日本下水 道協会)」より抜粋	「水道料金算定要領(日本水道協会)」より抜粋
「 <u>維持管理費</u> は、既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用であり、(中略)費用の性質別には人件費、動力費、薬品費、修繕費、流域下水道維持管理負担金、委託料等で構成される。」	
「資本費は、地方公営企業法非適用事業にあっては、使用料算定期間における地方債元利償還費及び地方債取扱諸費の合計額とし、地方公営企業法適用事業にあっては、使用料算定期間に	「 <u>資本費用</u> は、 <u>支払利息</u> 及び施設実体の維持等に 必要とされる <u>資産維持費</u> の合計額とする。」 「 <u>資産維持費</u> は、 <u>事業の施設実体の維持等のた</u> めに、施設の建設、改良、再構築及び企業債の
おける減価償却費、企業債等支払利息(一時借入金利息を除く。)及び企業債取扱諸費等の合計額とする。」	償還等に充当されるべき額 であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。」 ※資産維持費=対象資産×資産維持率(3%)

〇上水道・下水道の積立金の状況

	利益剰余金					
		うち未処分	うち未処理	うち積立金		
		利益剰余金	欠損金		うち建設 改良積立金	
水道	1,377事業	1,140事業	230事業	1,118事業	824事業	
事業	8,495億円	4267億円	△1,508億円	5,736億円	3,155億円	
下水道	344事業	185事業	159事業	77事業	26事業	
事業	△112億円	1,316億円	△1,763億円	335億円	125億円	

出典: 平成25年度地方公営企業年鑑(総務省)を基に作成

- 〇 地方財政対策においては、地方歳出総額を規律する地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分(国)を充当。
 - ※ 地方交付税の法定率:所得税33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税22.3%
 - ※ このほか、地方法人課税の偏在是正のために導入された地方法人税の税収を交付税原資化(特会財源)
- 法定率分で不足する財源については、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により国と地方の折半で負担することで対応。リーマンショック後は、これに加え、国の全額負担による別枠加算で地方の負担を軽減(28年度に廃止)。
- 国・地方のPB改善のためには、地方財政計画の歳出を着実に抑制し、歳出歳入ギャップを縮小していくことが必要。

平成28年度地方財政計画(単位:兆円、(カッコ書)は対前年度増減額)

【歳出85.8(+0.5)】

給与関係経費 :20.3(▲0.0)

一般行政経費 :35.8(+0.7)

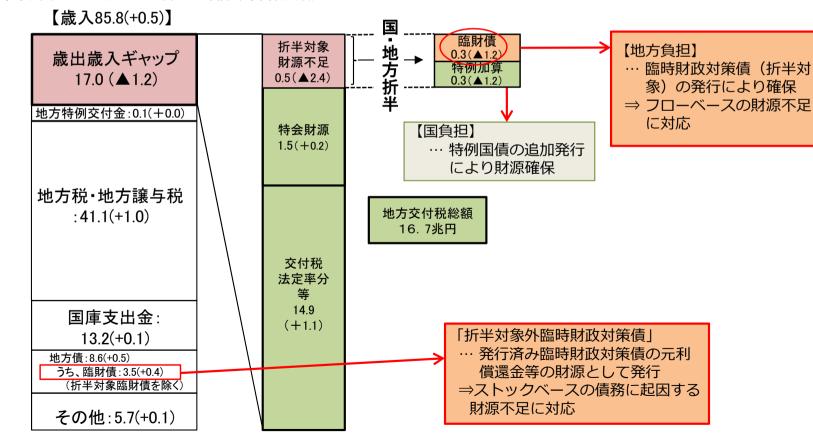
うち、補助分:19.0(+0.5) うち、単独分:14.0(+0.0) うち、まち・ひと・しごと創 生事業費:1.0(±0) うち、重点課題対応分: 0.25(新規)

歳出特別枠:0.45(▲0.4)

投資的経費 :11.2(+0.2)

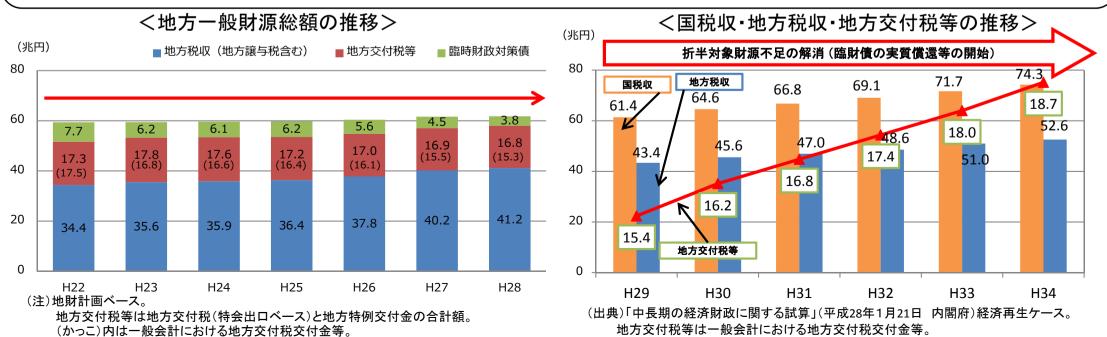
公債費:12.8(▲0.1)

その他:5.2(+0.1)



(注)リーマンショック後の臨時異例の危機対応として、歳出面の「歳出特別枠」に加え、歳入面において「別枠加算」が措置されていたが、28年度に廃止。

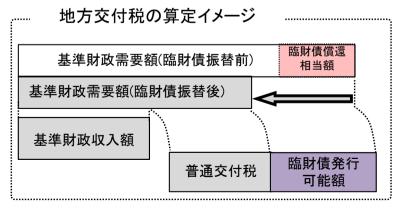
- 平成19、20年度地財計画においては、税収増等によりフローベースの財源不足である折半対象財源不足が解消したが、リーマンショック後の平成21年度以降は財源不足が発生。不足分について、交付税の特例加算(国)及び臨時財政対策債(地方)の 折半による負担と、全額国負担の別枠加算により財源補填することで対応。
 - ※ 特例加算と別枠加算による国から地方への財政移転は、21~28年度の累計で総額30兆円規模。
- 〇 一方、内閣府の中長期試算によれば、29年度以降、地方税収や交付税法定率分の増加を背景に折半対象財源不足が解消し、フローベースの財源余剰が生じる見込み。
- この財源余剰分については、2020年度の国・地方のPB黒字化目標を着実に達成する観点から、地方のPB歳出の積み増しに 費消するのではなく、国・地方のPB改善に着実につなげ、過去の財源不足期に累積した債務の縮減を図っていく必要。
 - ※ 中長期試算では、財源余剰分についてPB改善に充当し債務の縮減を行う想定となっている。
- その際、
 - これまで地方の財源不足が生じた場合には、それに対し、地方のみならず、国も法定率分を超えて特例加算や別枠加算の形で負担してきた経緯があること、
 - ・国は引き続き多額の特例国債を発行せざるを得ないなど、地方以上に厳しい財政状況にあること等に鑑みれば、フローベースの財源余剰が生じた場合には、これを地方の債務縮減に充てるだけではなく、国の債務縮減にもつなげていくべき。



公債費の確実な償還への充当(臨時財政対策債元利償還金)

資料Ⅱ-4-3

- 臨時財政対策債については、その元利償還金に相当する額が基準財政需要額に算入されているが、現実には、その額の全ては償還(減債基金への積立を含む)に使われていない(=他の歳出に流用)。
- ※ 基準財政需要への算入額は、20年と30年の定時償還を組み合わせた額が算定されているが、実際の地方団体の償還方法は満期一括償還のケースもある。この場合、 実際の償還までの間は、基準財政需要に算入された金額を他の歳出に流用することが可能な状態となっている(本来は、減債基金へ積み立てておくべき)。
- 具体的には、これまでに臨時財政対策債を発行した地方公共団体のうち実際の償還額(減債基金への積立を含む)が基準財政需要額に算入された額を下回る都道府県及び政令指定都市の償還・積立不足額は、25年度までで累積約4,400億円。この分、将来の地財措置額が償還必要額を下回ることになり、他の歳出を圧迫することになる。
 - ※ 例えば、ある自治体が30年の満期一括償還で臨財債を発行し、30年間均等に減債基金への積立てを行っている場合でも、地財措置は、20年と30年の定時償還を組み合わせた額が措置されるため、将来的には、地財措置額<積立額となり、積立のための財源不足が生じ、他の歳出を圧迫する。
- こうした状況が生じる要因としては、自治体によっては、臨時財政対策債の元利償還に係る負担を適切に管理しなくてはならないとの意識が必ずしも十分ではなく、交付税措置に合わせて自治体が計画的に減債基金への積立て等を行わなければ、将来の実質的な負担につながりかねないとのリスクを十分に共有できていないこともあるのではないか。
- このような認識のギャップは、自治体に想定外の負担をもたらす可能性もあり、総務省から各自治体に対しても、減債基金へ の積立て等を適切に行うよう通知が出されているが、引き続き、問題の解消に取り組んで行く必要。
- 〇 また、地方財政計画上の公債費を確保したとしても、自治体が適切に償還又は積立てを行わなければ、決算ベースの地方のPB改善にはつながらないため、国・地方のPB黒字化目標達成の観点からも、自治体が確実に償還・積立てを行うことが必要。



【参考資料】

赤井伸郎(2014)「みんなで渡る怖い橋」『十字路』日本経済新聞 2014年9月15日夕刊

赤井伸郎・石川達哉(2012)「交付税とは似て非なる臨財債-道府県は償還財源先食いに注意-」日経グローカル No.204 2012.9.17 石川達哉・赤井伸郎(2013)「臨時財政対策債の構造と膨張の実態-基準財政需要算入額と積立・償還額から見た自治体行動の実証分析-」 (2013)『大都市制度・震災復興と地方財政引日本地方財政研究叢書第20号p65-83 基準財政需要算入額と実際の償還・積立額の差額の累積が300億円を超える地方公共団体 (平成25年度末時点)

福岡県	395億円
千葉県	386億円
宮城県	365億円
山形県	363億円
北海道	314億円
岩手県	302億円

(出典)緒方林太郎衆議院議員提出 臨時財政対策債償還に関する質問に対する答弁書(27.2.3)

改革工程表(地方行財政改革関連)の主なポイント①

※ 改革工程表:27年12月24日経済財政諮問会議決定

資料Ⅱ-4-4

① トップランナー方式の導入

- 〇 基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるような改革を行っている団体の経費水準を基準財政需要額の算定基礎とする取組み(トップランナー方式の導入)を推進。
- 28年度においては、庶務業務、情報システムの運用など16業務について着手。 例えば、学校用務員事務、体育館等の施設管理、庶務業務等について、民間委託、指定管理者制度導入、庶務業務の集 約化等の業務改革を行っている団体の経費水準を算定基礎として、基準財政需要額の経費水準の見直しを実施。

<平成28年度に着手する取組例(市町村分)>

基準財政需要額の 対象業務 算定項目	見直し内容			
		経費水準 見直し前	経費水準 見直し後	基準財政需要額の算定基礎とする 業務改革の内容
学校用務員事務	小学校費	3,707 (千円/1校)	2,927 (千円/1校)	
(小学校、中学校、	中学校費	3,707 (千円/1校)	2,927 (千円/1校)	民間委託 等
高等学校)	高等学校費	7,353 (千円/1校)	6,152(千円/1校)	
体育館管理 競技場管理 プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,441(千円)	指定管理者制度導入 民間委託 等
庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず 包括的に算定	11,398(千円)の減	庶務業務の集約化

- (注) 上記16業務を含め、地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とすることとしており、残る7業務についても、29年度以降、可能なものから導入予定(23業務全てについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す)。
 - ・ 16業務: 学校用務員事務、道路維持補修・清掃等、本庁舎清掃、本庁舎夜間警備、案内・受付、電話交換、公用車運転、一般ごみ収集、学校給食(調理)、 学校給食(運搬)、体育館管理、競技場管理、プール管理、公園管理、庶務業務、情報システムの運用
 - · 7業務:図書館管理、博物館管理、公民館管理、児童館·児童遊園館管理、青少年教育施設管理、公立大学運営、窓口業務

② 公共施設の集約化・複合化等の促進

- 人口減少・高齢化が進行する中、公共施設等について、効率的な管理・運用を行うためには、その集約化・複合化等を進めていくことが重要。
 - ⇒ このため、全国の自治体において、28年度末までに公共施設等総合管理計画を策定予定。
 - ※ 28年度末までに策定完了予定の自治体割合: 98.5%(平成27年4月1日調査) ⇒ 99.2%(平成27年10月1日調査)
- 地方財政計画においては、公共施設の集約化・複合化等を促進するための公共施設等最適化事業費を増額。 (27年度0.1%円→28年度0.2%円(+0.1%円))

改革工程表(地方行財政改革関連)の主なポイント②

資料Ⅱ-4-5

③ 地方財政の全面的な「見える化」

- 住民や議会等に対する適切な説明責任や、自治体のガバナンスの向上を図る観点から、地方財政の「見える化」を推進。
- 住民一人当たりのコストについて、これまで一部に限られていた項目を平成27年度決算より「性質別」や「目的別」で網羅的に公開するとともに、経年変化や類似団体比較等の分析を行うことで「見える化」の充実を図る。
 - (注) これまで、住民一人当たりコストは人件費、普通建設事業費、公債費のみ掲載。

性質別歳出分類	目的別歳出分類
人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通 建設事業費(新規整備·既存更新)、公債費、繰出金	議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費

- 加えて、今後の最重要課題の一つである公共施設等の老朽化対策に対応するため、
 - ① 公共施設等全体及び施設類型ごとの資産老朽化比率や保有量
 - ② 自治体が保有する未利用地や売却可能地をはじめとする土地情報等のストック情報を平成29年度決算までに順次「見える化」。
 - (注) 将来負担比率を資産老朽化比率と組み合わせて分析することにより、公共施設等の除却・更新といった老朽化対策の必要性が「見える化」され、将来負担をより総合的に把握することが可能となる。

演価償却累計額 資産老朽化比率 = (償却資産帳簿価額+減価償却累計額)

④ 業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開

- 行政サービスの効率性と質の向上を図るため、地方の業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的な展開を推進。
- 地方公共団体の情報システム運用コストについて、3割圧縮を目指す。 (目標期限を集中改革期間中に設定)

(注)国は、政府情報システム運用コストについて2021年度を目途に3割圧縮することとしている。

○ このため、まずは、クラウド導入市区町村数について、29年度までに倍増 (約1,000団体)を目指す(26年度550団体)。 <地方の情報システム予算(平成26年度)>

	都道府県	市区町村
運用コスト	約1,270億円	約3,300億円
開発コスト	約640億円	約1,900億円

改革工程表に基づく改革の成果の反映による地方歳出の適正化

資料Ⅱ-4-6

- 今後、「改革工程表」に基づき、「経済・財政再生計画」が定める目標に向けて改革を着実に進めることが重要。
- 地方行財政分野において、計画に示された目標である国・地方あわせたプライマリーバランスの改善に着実につなげていく ためには、
 - ① それぞれの自治体による業務効率化・財政収支改善の取組の成果を迅速に把握・検証し、
 - ② それらの成果を、事後的に地方財政計画に結び付けること ことが重要。



地方財政計画 (国民負担・住民負担の軽減)



取組状況・成果の迅速な把握と検証



地方

自治体による自主的・主体的な 業務効率化・財政収支改善の取組み

ミクロのPDCA

経済・財政再生計画に沿った改革の着実な 進展のため、KPI、工程表を策定



国・地方を合わせた プライマリーバランスの改善

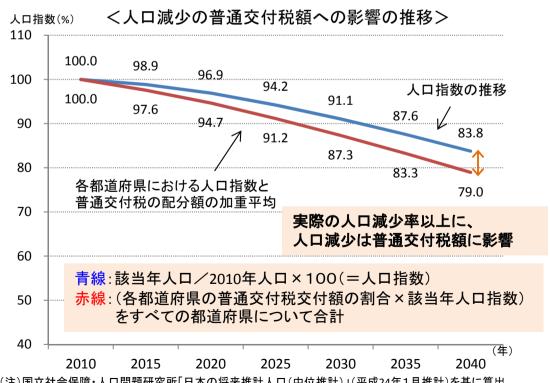
【KPIの例】

KPI	進捗管理、評価・点検の視 点	計画開始時の数値(時点)	目標数値 (達成時期)	把握の時期 速報性
地方公共団体の情報システム運用コスト	地方公共団体における全庁 の情報システム関連経費を 調査し、運用コスト削減の状 況を検証	市区町村 約3,300億円 都道府県 約1,270億円 (2014年度)	3割圧縮 (目標期限を集中改革期間 中に設定)	毎年1回程度 各年度の取組状況を当該年 度内に把握

地方歳出の適正化(人口減少を踏まえた計上)

資料Ⅱ-4-7

- 今後、全国的に人口減少が進むことが見込まれており、地方財政においても、こうした減少動向を踏まえた歳出の適正化を 行う必要。これは、限られた財源の中で、地方創生等の新たな政策課題に必要な財源を確保するためにも有効。
- この点、地方歳出においては、地方団体における必要な一般財源としての財政需要額を示すものとして基準財政需要額が算 定されるところ、人口を「測定単位」として利用している算定項目が多数存在。
- これらの項目は、人口減少に伴い、需要額が必然的に減少することが見込まれるもの。基準財政需要額はマクロの地方財政計画を基礎としてミクロ(地方自治体ごと)の配分を決定する際に算定されるものではあるが、地方財政計画の歳出の計上にあたっては、こうした財政需要の減少も適切に踏まえたものとしていく必要。
- また、人口減少が地方交付税額に与える影響については、各地域に対する交付税配分額の割合を考慮する必要があり、これを踏まえれば、全国平均の人口減少率を上回る影響を与えていくことが見込まれる。今後の地方交付税所要額については、こうした状況とも整合的なものとする必要。
- ※ 地方交付税の配分を受けている地域別(都道府県別)に、地域ごとの人口減少率を、各地域への普通交付税配分額が全国の普通交付税総額に 占めるシェアで加重平均すると、全国平均の人口減少率をさらに上回るスピードで減少していく傾向。



(注)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計)」(平成24年1月推計)を基に算出 (※)人口指数とは2010年の人口を100としたときの各年度の人口の割合。

(※)普通交付税額は平成27年度交付額ベース(市町村含む)。

<人口減少の基準財政需要額への影響>

基準財政需要額 45.1兆円(27年度)

うち人口を直接測定単位とするもの 20. 9兆円(46. 3%)··(A)

うち人口に準ずると考えられる事項を測定単位とするもの 9.1兆円(20.1%)・・(B)

(A)+(B)=30.0兆円(66.5%) ⇒ 全体の7割に人口減少の影響



包括算定経費		
	測定単位	
	人口	
	面積	

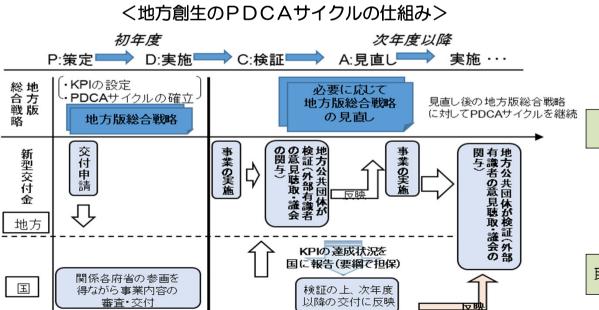
(市町村分) 固別算定経費	ь	
四別界足程工	項目	測定単位
	消防費	人口
		道路の面積
	道路橋りょう費	道路の延長
	146 140 180	港湾(係留)
		港湾(外郭)
	港湾費	漁港(係留)
土木費	l I	漁港(外郭)
	都市計画費	計画区域人口
	公園費	人口
	公園貨	都市公園の面積
	下水道費	人口
	その他の土木費	人口
		児童数
	小学校費	学級数
		学校数
		生徒数
教育费	中学校費	学級数
秋月貝		学校数
	高等学校費	教職員数
	同寸于汉良	生徒数
	その他の教育費	人口
	この他の独自女	幼稚園児数
	生活保護費	市部人口
	社会福祉費	人口
厚生労働費	保健衛生費	人口
	高齢者保険福祉費	65歳以上人口
		75歳以上人口
	清掃費	
	農業行政費	農家数
産業経済費	林野水産行政費	林水業従業者
	商工行政費	人口
総務費	徴税費	世帯数
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数
	,和正凡基本自恢复	世帯数
	地域振興費	人口
		面積
地域経済·雇用対策費		人口
	元気創造事業費	人口
人口減少等特別対策事業費		人口

包括算定経費 測定単位 人口 面積

地方歳出の適正化 一人口減少への対応(地方創生の支援)

資料Ⅱ-4-8

- 人口減少が進む中、地方創生に向けた地方公共団体の取組みは喫緊の課題。
- これを支援するため、27年度地方財政計画においては、「まち・ひと・しごと創生事業費」として1.0兆円を新規に計上し、28年度も引き続き同額を計上。
 - ※ このほか、28年度においては、新型交付金の地方負担分(1,000億円)についても全額地方財政計画において確保。
- 地方交付税の制度上、自治体に対してこの1兆円分の使途を予め制限はできないが、地方創生といった一定の政策目的をもって計上している以上、その政策目的に沿った使い方がなされ、事業が効率的に実施されているか、事後的にフォローアップし検証していくことが必要。
 - ※ 現状では、各自治体において、当該財源分を実際に地方創生に資する事業に使用したか否かも不明。
- このため、まずは、まち・ひと・しごと創生事業費(1.0兆円)を活用して個々の自治体がどのような取組みを行っているのか、またその成果はどうなっているのかといった把握・検証をしっかりと行い、地方財政計画における地方創生の後押しのための施策を実効あるものとしていく必要。



<u>くまち・ひと・しごと創生事業費> 地方交付税における算定</u>

① 地域の元気創造事業費:4,000億円程度

行革努力分:3,000億円程度 │ 地域

地域経済活性化分:900億円程度

※上記のほか、特別交付税で100億円程度を配分

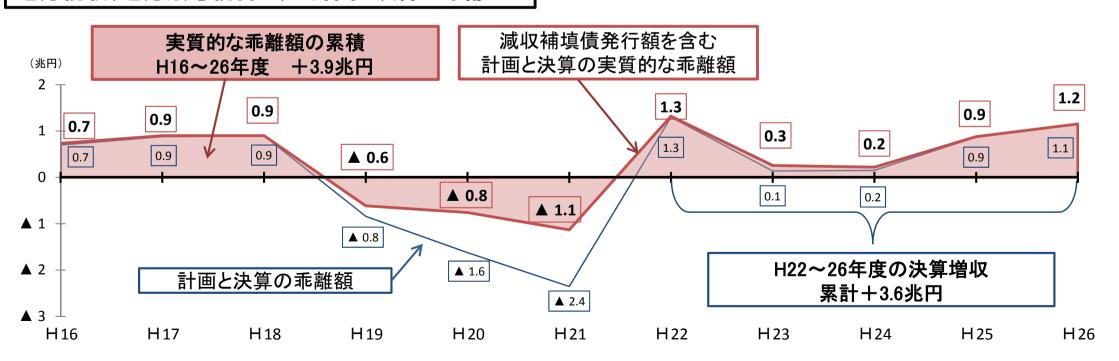
② 人口減少等特別対策事業費:6,000億円程度

取組の必要度:5,000億円程度 |

取組の成果:1,000億円程度

- 平成22年度以降、地方税収等は決算での上振れが続いており、22~26年度までの累計で+3.6兆円の決算増収。
- 現行では、地方税収等が決算で上振れた場合でも、その上振れ分を後年度の地方財政計画上で反映することは行われておらず、結果として、基金の増加や、標準的な行政経費として当初の地方財政計画上予定されていなかった経費への費消につながっている。
- また、地方税収等の上振れは、本来ならば必要がなかった借金を国・地方で行っていたことを意味しているが(国の赤字国債を財源とした交付税の特例加算や地方の臨時財政対策債の発行)、上記のとおり事後的な調整が行われないことから、いわば不必要な借金によって地方の基金残高の増加等を作り出している状況。
- このため、地方税収等の決算増収については、後年度に地方財政計画の歳入項目として計上するなど、何らかの形で清算 する仕組みの導入について検討する必要。
 - ※ なお、地方法人二税の税収が下振れると見込まれる場合には、減収補填債が発行され、必要な地方の一般財源を確保した上で、その元利償還費は国・地方折半で負担するとの片務的な取扱いとなっている。

地方税収(地方譲与税含む)の計画と決算の乖離



(※)総務省公表資料を基に作成。超過課税及び法定外税を含まない。